



琉球大学

University of the Ryukyus

Title	中琉交渉史における土通事と牙行（球商）
Author(s)	西里, 喜行
Citation	琉球大学教育学部紀要 第一部・第二部(50): 53-92
Issue Date	1997-03
URL	http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/332
Rights	

琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



中琉交渉史における土通事と牙行 (球商)

西里喜行

A Study of the role of Tutongshi (土通事) and Yahang (牙行) or Qiushang (球商) in the history of international relations between China and Ryukyu.

Kikō NISHIZATO

Summary

It was the Tutongshi 土通事 and Yahang 牙行 or Qiushang 球商 that supported the international relations between China and Ryukyu in an age of Ming dynasty and Qing dynasty behind the scenes. Tutongshi 土通事 were chinese interpreters for Ryukyuan language, Yahang 牙行 or Qiushang 球商 were chinese middlemen who dealt with Ryukyuan tributary trade goods.

In the first part of this paper, I examine various problems of Tutongshi in the negotiation systems between China and Ryukyu, that is to say, those of the origin and meaning of different names, their training, recruiting and dismissing ways, their duties and responsibilities.

In the second part, I examine the participations of Yahang in the affairs of confiscation from private trade goods at the end of Ming dynasty, the formation of the ten dominant houses of Yahang as reorganization of Ryukyuan tributary trade system.

In the third part, I examine the role of Tutongshi in the solution of Ryukyuan foreign affairs after the Opium War, for example, treatment of the English and French missionary, and chinese coolies in the Ishigaki island (石垣島), and the role of Qiushang as the intelligencer to Ryukyuan in the case of the Opium War and the Riot Taiping.

中琉交渉史における土通事と牙行（球商）

西里喜行

目次

はじめに

I 土通事（河口通事）に関する諸問題

- 一、土通事の起源と名称
- 二、土通事の養成と任免
- 三、土通事の任務と責任

II 中琉貿易における牙行（球商）の位置と役割

- 一、王銀「詐取」事件とその周辺
- 二、明末の「十家牙行」の成立
- 三、清代の「十家球商」とその周辺

III アヘン戦争後の土通事・球商の政治的機能と役割

- 一、異国人退去・苦力護送問題と土通事
- 二、アヘン戦争・太平天国情報と球商

おわりに

はじめに

一三七二年から一八七五年までの五百年余に及ぶ中国王朝（明・清）と琉球王朝との公式の交渉史は、周知のように、基本的には冊封と進貢を中心として展開された。この間に、琉球への冊封使（招撫使を含む）派遣回数には二十六回に及び、他方、中国への進貢使派遣回数は、貢期を二年一貢として計算すれば、冊封使派遣回数に十倍に達する。それに慶賀使・謝恩使・進香使などの派遣を加算し、さらに接貢船・護送船などの派遣をも考慮すれば、琉球側の使節派遣が中琉交渉史において圧倒的比重を占めていることになる。

進貢船の乗員は明代には通常約三百人、清代には約百五十人であるが、その構成は嘉慶三年派遣の進貢使節団の例によると、

正使耳目官一員向国垣（人伴十二名）、副使正議大夫一員曾讓（人伴十二名）、朝京都通事一員鄭章觀（人伴七名）、在船都通事一員王成教・金堅（人伴八名）、在船使者四員豊承裕・馬世偉・孟宸榮・雍思明（人伴十六名）、存留通事一員毛廷器（人伴六名）、在船通事一員鄭長（人伴四名）、管船火長直庫四名鄭文洙・馮景福・阮成昌・慶安全、その他「水梢共に二百員名を過ぎず」（一）

と記録されている。通常三百名前後あるいは二百名以内の人員を乗せた進貢船が福州へ到着すると、乗船人員の内、正使・副使・朝京都通事以

下二十名前後の使節団は中国側の伴送官に護送され、九・十月頃福州を出発して十二月二十日までに北京へ到着、進貢儀礼等の公務の傍ら会同四訳館における貿易を終了して翌年の春に福州へ戻るわけであるが、その間福州に在留する若干の役人以外の人員は福州琉球館における貿易が終了次第帰国するので、福州へ戻った使節団は一年後の五・六月頃に迎への接貢船で帰国するというパターンが繰り返されたこと、周知の通りである。ただ、ここで注目しておきたいことは、進貢使節団のなかに京都通事・在船都通事・存留通事など計五名の通訳が含まれていることの外に、福州と北京の間を往来する進貢使節団の案内役として、若干の伴送官と土通事一員が中国側から派遣されることである。例えば、礼部から琉球国王あての道光二十三年二月初一日付の咨文によれば、

本年、琉球貢使、事竣りて國に回らんとす。所有の正使耳目官向紹元、副使正議大夫魏恭儉、都通事梁必達一員、跟役十七名、土通事一名、福建より伴送して京に來るの建寧府知府嘉恒(中略)は、今二月初七日を定め、京より起程せんとす(二)

と報告されている。ここにいう土通事とは中国人の琉球語通訳に他ならないわけであるが、進貢使節団の一員のように扱われ、北京において正使や都通事とともに加賞されることもあった。前掲の向紹元等の正使・副使や都通事等三員に江綢皮袍各一件その他が加賞された時、同時に土通事一員にもほぼ同様の賞賜品が支給されているのは(三)、その一例である。

この土通事はまた冊封使節団にも加わるようになっていた。冊封使節団は正使・副使の外、兵役・従人・舟人・諸技術者など多い時で数百人、少ない時でも二百人から構成されるが、一五三四年に尚清冊封のため琉球した陣営を正使とする使節団についていえば、

(前略) 四月十八日、舟先に南台を發す。南台は海を距てて百余里、

大舟は浅きを畏れ、必ず潮平らかにして後行く。日に數里を行く。故に之より先、舟を架するの民梢は一百四十人有奇を用い、護送軍は一百人を用い、通事・引礼・医生、字を識るの各色の匠役もまた一百余人あり(四)

という記録にみられる「通事」が土通事であることはいうまでもない(「引礼」もまた土通事に含まれることは後述)。従って土通事は通訳として進貢・冊封に深く関わっていることが窺知されるけれども、その起源や名称、その養成と任免の方法、その任務と責任の範囲、琉球側の都通事・存留通事・在船通事との関係などの問題について十分に検討されているとはいえないように思われる。これらの問題は土通事が中琉交渉システムのなかでどのような位置を占め、どのような性格と役割を付与されていたのかという視点から、中琉交渉史の課題の一つとして解明されなければならない。

中琉交渉史の二つの幹線道路ともいふべき冊封と進貢は、政治的儀礼と経済的取引を車の両輪として推進されたわけであるが、通訳が政治的儀礼に重要な関わりをもっていたとすれば、経済的取引に重要な関わりをもっていたのは牙行と呼ばれる仲買商人である。中琉交渉史が開幕した明代には、

凡そ外夷の貢する者は、我が朝皆市舶司を設けて以て之を領す。広東に在る者は専ら占城・暹羅の諸蕃の爲めに設け、福建に在る者は専ら琉球の爲めに設け、浙江に在る者は専ら日本の爲めに設く。その來たるや、方物を帶するを許す。官は牙行を設けて民と貿易せしめ、之を互市と謂う。是れ貢船あれば即ち互市あり、入貢に非らざればその互市を許さざること明らかなり(五)

と指摘されているように、福建(泉州、ついで福州)に市舶司が設置され、琉球の進貢貿易の窓口となっていたが、貿易に「互市」のために

「牙行」が設置されていたことは周知の通りである。

抑も進貢貿易において、琉球側の貿易資金となるものは、琉球国王・世子の進貢品に対する中国皇帝の頒賜品及び進貢使臣の進物に対する給賜品の給備、進貢船の附搭貨物の売却代金、進貢使臣の私載物などで、薩摩藩の琉球侵攻以後になるとその付託銀（渡唐銀）も含まれるが、商取引は北京の会同館と福州の柔遠駅（琉球館）において「牙行」を通じて行われ、琉球側の購入すべき商品の数量・値段をとりまとして委託購入させるといふ方式がとられる（六）。琉球側と個々の中国商人との私的な直接貿易は公式には認められていなかったわけであるから、進貢貿易は牙行に依存せざるを得なかったことになる。その牙行は屢々官牙（官設牙行）と呼ばれるように御用商人としての性格を帯びていたようであるけれども、中琉交渉システムの中でどのように位置づけられていたのか、その実体はまだ十分に解明されていない。

ただ、かつて傅衣凌氏が「福州琉球通商史跡調査記」において、琉球貿易にかかわる中国商人、すなわち「球商」の存在に注目し、それが官牙の一種であることを指摘していることは周知の通りである（七）。確かに、明代の官牙が清代には球商と称されたことは推測し得るとしても、牙行（球商）は進貢貿易システムにおいてどのように位置づけられ、どのような役割を担ったのか、いかなる人々がいかなる条件によって牙行（球商）となり得たのか、その選任方法、その任務と特権、その義務と負担、直接生産者・一般商人・中国側官憲あるいは琉球側との関係などについては、十分に解明されているとはいえない。

本稿の目的は、土通事・牙行（球商）の中琉交渉史における位置と役割という視点から、土通事と牙行（球商）に関する以上の諸問題を検討することによって、中琉交渉史の実像へアプローチすることである。

I 土通事（河口通事）に関する諸問題

一、土通事の起源と名称

中琉交渉史の開幕に重要な役割を果たしたのは、一三七二（洪武五）年に招撫使として琉球へ派遣された楊載であるが（八）、楊載がいかなる人物であったのかはよくわからない。ただ行人司の職位にあった人物であることだけが判明している。明代の行人司は詔勅の頒行・宗室の冊封・諸蕃の撫諭などの際に使者を派遣する役所であり（九）、その使者に行人が充てられる事例が多いわけであるが、行人の楊載が琉球語に通曉していたのかどうかは明らかではない。楊載が琉球語を理解できなかったとすれば、琉球語の通訳を同伴したにちがいないけれども、いかなる人物が琉球語の通訳を担当したのであろうか。

琉球の正史ともいふべき「球陽」は、洪武年間「通事」として活躍した程復・葉希尹に関する記事を掲載した後、「程復・葉希尹は何時国に至り仕を受くるやを知らず、今を以て之を考うるに、疑うらくは是れ入貢の初め、太祖之を遣わすか」（一〇）と注釈している。恐らく楊載は程復・葉希尹らを琉球語の通訳として同伴し、招撫の任務を遂行したと考えてよいであろう。それならば、程復・葉希尹らはいかにして琉球語を習得することができたのか。一三七二（洪武五）年以前に既に琉球人と中国人の間で恒常的な交易活動が展開されていたことを想定し得るとすれば、程復・葉希尹らも琉球人との交易活動を通じて琉球語を習得し得たと考えることは合理的である。

程復・葉希尹らは招撫使の楊載に随行して任務を完了した後も、その後の琉球進貢の際にも通訳として重要な役割を果たし続けることになるが、「球陽」は前掲引用文の前置において次のように記録している。

「王（察度）、使を遣わして入貢せしむ。時に附疏して言う。通事の

程復・葉希尹の二人は、樂官を以て通事を兼ね、往来進貢して勞に服すること多きに居る。職を賜い冠帯を加え、本国臣民をして仰ぎ止まる所ありて以て番俗を變ぜしめんことを乞う、と。太祖之に従う。更に閩人三十六姓を賜い、始めて音楽を節し札法を制し、番俗を改変して文教風を同じくするの盛を致す。太祖、稱えて札儀の邦と為す(一一)。

程復・葉希尹は琉球の「樂官」であると同時に明朝の「通事」を兼ね、さらに「冠帯」を加えられたことに注目しておきたい。いわゆる閩人三十六姓の賜与の目的については、『球陽』は「札法の制定」など琉球の文教面の指導を強調しているけれども、一義的には「明史」に「閩中の舟工三十六戸を賜い、以て貢使の往来に便ならしむ」(一二)とあり、『明会典』に「その国の往来朝貢するを以て、閩人三十六姓の善く舟を操つる者を賜う」(一三)と記録されているように、琉球の進貢にとって必要不可欠な航海技術者と通訳を提供することによって、琉球の進貢を制度的に保障しようとした措置とみてよいであろう。

閩人三十六姓と「通事」との関連については、一五七九(萬曆七)年の冊封副使謝杰が次のように指摘している。——「洪永の二次、各々十八姓を遣し、その紀綱の役と為す。閩の河口の人多し。之を合わせて凡そ三十六姓、並びに彼の國の管中に居る。子孫の秀なる者は南離に就書するを得る。文理稍や通ずるを俟ちて、即ち遣帰して通事と為し、累ねて長史・大夫に陞るを得る。今、存する所の者僅かに七姓のみ。居る所の地狭く、族類蕃する能わざるの故に縁るなり。科司出使する毎に、必ず河口土着の人を以て通事に充て、之を土通事と謂う。七姓にして充てらるる者は之を夷通事と謂う。土通事は夷語を能くし、夷通事は華語を能くす。七姓の言語・衣服は夷と別なし。僅かに椎髻を以て之を別つ。替の中に居る者は七姓にして、偏に居る者は夷種なり」(一四)。

ここで注目すべきことは、第一に洪武・永楽の間に琉球へ派遣された

三十六姓には福州河口の人が多く、琉球の久米村に居住していること、第二に閩人三十六姓の中から優秀な者が明国へ派遣され、国子監で学習した後琉球へ帰って通事となること、第三に冊封使が琉球へ出使する際には福州河口の人を通事に充てて、これを「土通事」といい、琉球へ移住した三十六姓の子孫で通事に充てられた者を「夷通事」と称して区別していること、第四に福州河口の「土通事」は夷語(琉球語)に通曉していること、これである。謝杰は福州長楽縣の出身で尚永王の冊封副使として来琉していることから、彼の指摘は極めて信憑性が高いといふべきであろう。十六世紀後半の時点では、閩人三十六姓の子孫はすでに琉球社会へ同化し、明国へ渡って中国語を学習することによって始めて「夷通事」となることができたわけで、琉球語に通曉していた福州河口の人々から採用される「土通事」とは区別されるに至ったのである。

この「土通事」と「夷通事」への分化がいつごろから始まったのかは確定し得ないけれども、三十六姓の琉球移住が一つの契機であったとすれば、琉球の通事に率いられて福建へ渡ってきた琉球人の「憑陵」問題あるいは福州における永住琉球人の問題等(一五)が第二の契機となつたように思われる。例えば、『英宗實錄』正統四年八月庚寅の条に、
巡按福建監察御史の成規言う。「琉球國の往來の使臣は俱に福州に於いて停住すれば、館穀の需は費やす所賢られず。此者、通事の林惠・鄭長、帯ぶる所の番梢人従は二百余人あり。日に給する糶米を除くの外、その茶塩鹽醬等の物は、里甲より出づ。相い沿いて已に常例あり。乃るに故さらに證を行い、勅して銅錢に折し、今に及ぶまで未だ半年ならざるに、已に銅錢七十九萬六千九百有餘を用う。數に按じて取り足し、稍も或いは稽緩せんか、輒ち肆ままに留り毆る。蠻夷の人は与に較するに足らずと雖も、憑陵の風、漸すことあれば長ずべからず。已に福州等の府県に行じて、例として供給すべき物を將て日に按じ

て支与するに止め、私に銅錢を以て准当するを許さず。但、煩瑣多端なれば、終に久計には非ず。乞うらくは、該部をして議を定めしめ、人ごとに日廩を支するの外に、量りて少許を加え、自辦せしむるを聽さんことを。その林惠等は禁戢する能わず、紛紜を坐視すれば、執えて之を治し、以て夷情を肅さんことを請う」と。事は行在の礼部に下さるに、以為らく、「例により日に廩米を給するに止め、凡そ一切の費は宜しく悉く之を罷むべし。その通事の人負は禁戢を行わざれば、その罪を治せんことを請う」と。上、遠人を以て姑く優容を示し、但移文して之を戒諭せしめ、もし果たして悛めざれば、必ず治して宥さざらしむ

とあつて、正統四年（一四三九年）の時点で、琉球通事の林惠等に率いられて福州に「停住」している琉球人たちの「憑陵」的行動が問題視されている。ここで注目すべきことは、第一に琉球通事の林惠・鄭長らが閩人三十六姓に属すると思われること、第二に林惠・鄭長らに率いられた琉球人の水梢・従人らが泉州ではなくて福州に「停住」していること、第三に福州「停住」の琉球人たちが明国側の接待に不満を抱き、明国の官憲を「憑陵」する風潮を現出していること、第四に通事の林惠・鄭長らは琉球人を取り締まることができず「紛紜を坐視」していること、第五に巡按福建監察御史の成規や行在礼部は琉球人への余分の支給を一切停止し通事を処罰すべしと提案しているが、皇帝は「遠人」を理由に訓戒を加えるに止めていること、これである。琉球人の「憑陵」的行為を取り締まるべき位置にある林惠・鄭長らが「紛紜を坐視」したことは、当然処罰の対象となるべきであつたにもかかわらず、「遠人」を理由に処罰を免れていることから、明国官憲の側からすれば、通事を自己の管轄下に組み入れるためには、琉球人通事とは区別される福建土着の通事が必要であると判断されたであらう。しかも他方で、福州に「停住」し

た琉球人たちは琉球人部落を形成し、福州を拠点に琉球貿易に従事するようになり、次第に中国官憲が必要とする通事の供給源の一つともなつたはずである。林惠・鄭長らに率いられた琉球人たちが福建市舶司の設置されている泉州ではなくて福州に「停住」したのは、林惠・鄭長らの郷里が福州であつたからではないかと思われるが、福州永住の琉球人などのように処遇するかの問題が論議されたのは、一四七二（成化八）年のことであつた。「憲宗實錄」の成化八年四月丁亥の条に、

福建の三司の官奏す。「琉球国の夷人は先に進貢に因り内地に暫居し、遂に家業を成す。年久しく本国へ還らざる者は、尽く之を遣らんことを乞う」と。事は礼部に下さる。集議するに、「その人にして曾て戸部の勘合を承け、入籍せしむるを許さるる者のごときは旧に仍り、余は奏する所の如くすべし」と。之に従う。

とあり、一四七二（成化八）年の時点で戸部の勘合を承けて中国籍に入籍した者は永住を許可され、それ以外は琉球へ送り返されることとなつたわけであるが、福州に永住して進貢貿易に従事する者も少なくなつたであらう。この年に福建市舶司が泉州から福州へ移設されているのは、単なる偶然であらうか。いづれにせよ、福州永住の琉球人も土通事の来源の一つとなつたものと思われる。

王連茂氏が紹介された冠帯土通事の林易菴の事例（一六）も、土通事と夷通事の分化の時期に一つの示唆を与えているように思われる。王連茂氏の提示した史料によれば、成化丙戌二（一四六六）年「易菴公、長子琛を率い、琉球を引きて入貢す。事畢り、年邁るを以て辞を表するも、恩もて冠帯を欽賜せられて榮身するを蒙る。初め、公、訳語に諳曉したれば、道府薦して通事官と為すを蒙れり」（一七）とあり、林易菴は琉球語に通じていたことから通事官に推薦され、成化二年の琉球進貢使の通訳を勤めた後引退を表明したものの、冠帯を欽賜せられて冠帯土通事

(二八)となり、引き続き福建で琉球の進貢事務に関わったことを示唆している。つまり、林易菴は前掲の程復・葉希尹と同様に、閩人三十六姓出身の通事官として進貢使節に従い、福建(泉州)と琉球の間を往来していたが、成化二年以後福建(泉州)に留まり、冠帯土通事として進貢受け入れの任務に専念したと解釈し得るのではなからうか。翌年の成化三年と五年に派遣された進貢使節の長史蔡瓊の場合、「その祖、本は福建南安縣の人にして、洪武の初め、命を琉球国に奉じ、進貢を導引して通事を授けらる。父、通事を襲い、伝えて瓊に至り、長史に陞る。是に至り、奏して例に照らして誥封を賜わりその父母に贈らんことを乞う」と願ひ出たところ、前例がないとして却下されていることに注目すべきであろう(一九)。蔡瓊の父への誥封が認められなかったのは、琉球に留まっていたからではないかと思われる。つまり蔡瓊父子は夷通事とみなされたのであろう(二〇)。

中琉交渉システムが整備される過程で、土通事と夷通事が分化し、土通事は冊封使節団の通訳として、夷通事は進貢使節団の通訳として、各々の任務を分担するようになったわけであるが、土通事自体の名称も職掌によって区分されるに至る。一五三四(嘉靖十三)年に来琉した陳侃の『使琉球録』によれば、「舟を架するの民梢は一百十人有奇を用い、護送軍は一百人を用い、通事・引礼・医生、字を識るの各色の匠役もまた一百余人」(二二)とあり、通事と引礼を区別しているけれども、いづれも土通事であることは後統の冊封使の記録によって確認することができる。たとえば、一五七九年来琉の蕭崇業の使録によれば、「省祭は三名。一は陳子章、旧は蓬纒棕藤竹木を管し、海を過れば飲食器皿椅卓旗幟を提調す。一は林一鸞、(中略)。一は金庭楷、(中略)。岸に至れば仍お職を分かちて誥讀官に充つ。引礼通事は一名、馮璽なり。訳語通事は三名、陳朝用・陳邦秀・馮炳則なり。各々國中の交際陳鎮の儀を司

る。医生は一名、何維熙なり」(二三)とあって引礼通事と訳語通事に区分され、また一六〇六年に来琉した夏子陽の使録でも、「海を過るの人数には、指揮・把總・夥長・舵工の外、省祭三名あり。林有源・林一洪・金庭楷なり。廠に在りては則ち木料を収放す。琉球に至れば則ち充てられて誥讀官と爲る。引礼通事は一名、鄭靈なり。訳語通事は三名、鄭仲和・陳仕順・馮應隆なり。民梢の總甲・哨官は四名、班手は十四名、水梢の總甲は八名、護針の總甲並びに水火旗幟を管するの總甲は共に九名」(二四)と記録されているように、引礼通事と訳語通事は明確に区分され、前者は一人、後者は三人として定員化されるようになったことがわかる。もっとも、高岐の『福建市舶提舉司志』によれば、「冠帯土通事は原と四員を設く。嘉靖二十五年(一五四六)一員を革退し、今は只三員を用うるのみ」とあり、定員は四名から三名へ減らされているものの、もともと引礼通事と訳語通事の総称が冠帯土通事であったことを確認し得る。

明清交替期に招撫使として琉球の清朝への帰順を促すために来琉した謝必振が土通事であったことは周知の通りであるが、清代においても、土通事の制度(定員三名)と名称はそのまま踏襲され、謝必振の家系は代々土通事職を継承し、清末において謝占豫・謝維垣父子がその名を留めている。蔡大鼎の『北上雜記』へ寄せた謝維垣の序文によれば、
予、貴国中山王の伝訳引礼通官と爲る。乃ち七世祖の招撫使諱必振公の業を継繩するなり。蓋し貴国隔年一貢し、使臣の來關に当たる毎に、即ち官より予を派し、貢使を護送して京に進みて朝賀せしむるを蒙る。使臣を帶領して天顔を瞻仰せしむること、並びに筵宴の各大典に及んでは、任大にして貴重し。予また惟だ翼々小心してその職を忝しむるなきを求むるのみ(二四)
とあり、謝維垣は自ら謝必振の七姓の後裔であることを表明している。

土通事を輩出した家系には謝家以外にも鄭家・馮家がある。中琉交渉システムのなかで以上の三家は特別な位置を占めるようになるが、夷通事と区別されて中国側交渉システムに位置づけられた土通事は、清代においては正式には「琉球国に伝訳するの引札通事」と称されている(二二五)。冊封使随行の際に用いられる伝訳通事と引札通事の名称を統括したものである。また、日本・琉球側では土通事を河口通事と称していたこと、周知の通りである(二二六)。

二、土通事の養成と任免

進貢・冊封に直接関わる土通事の重要性を考慮すれば、その養成・訓練にも国家的関心が向けられてよいはずであるけれども、どのように養成された高岐の「福建市舶提舉司志」「属役」によれば、「我が朝内に四夷館を置き、太常少卿を以てその事を督せしめ、仍お夷語蕃文を精訳する者を扱ひて序班通事と為すの外、則ち市舶司を設け、提舉大夫官を以て之を統べしむ。本土の蕃語を知る者を扱ひて通事と為す。正に以て夷情に達し王化を宣ふるなり。然れば必ずその文を訳し能く礼法に閑う者にして始めて之に堪うべし。然るに之を匪人に比するはまた傷ましからずや。夫の行戸・園丁等の役の往来常なき者の若し」(二二七)とあり、北京の四夷館で通訳養成が行われた外、沿海地方に設置された市舶司の「提舉大夫官」がその土地の「蕃語を知る者」を「通事」に選抜したことが指摘されているだけで、特別の教育施設が設置されていたようには思えない。しかも、「夷情に達し王化を宣ふる」位置にあるにもかかわらず、通事の社会的地位は極めて低く、「匪人」や「行戸」「園丁」の如くみなされていたようである。市舶司のもとで直接進貢使節団と交渉する要員として「冠帯土通事」の外に「牙行」「看廠並びに方物を解運

するの殷実戸」「看廠円頭」「柔遠駅の門子」が挙げられているけれども、いづれについても任用の条件や方法については記録がない(二二八)。王運茂氏は前掲の林易菴が土通事に採用された背景について、「林易菴(諱は恭惠)は明代の永楽十二年(一四一四)三月十三日生まれ、長房の四世に属している。(通訳が上手)であり、また、泉州人であったことから、道府の推薦を得て、若い時に福建市舶提舉司の冠帯土通事に任命された」(二二九)と指摘し、さらに次のような事実を紹介している。

「林易菴は、泉州のある航海貿易商人の家に生まれた。彼の曾祖父門閻(字は君猷、号は陸齋)は、元の致和元年(一二二八)に生まれた。(その人となり敦厚にして言寡く)(前人の蓄積の資を承継し、常に家族で海外諸国を航海)した人であった。祖父の林篤(字は景文、号は東湖)は、(呉に航し越に泛かび、泉州の大商人となり、洪武丙辰九年(一三七六)、命を奉じて西洋に舶を發し、色目人を娶り、遂にその俗に習い、終身革めず、今、子孫繁衍するも、猶おその異教(イスラム教であろう)を去ら)なかった。父の林通衡(諱は僊保、字は居安)は広東で商売を営み、死後は広東の惠州府に葬られた。林氏の家族は、泉州南門(德濟門)外の万寿路の聚宝街(宋・元時代には外国商人や各種舶来品の最も集中した場所)に隣接した所に住んでいた。永楽三年(一四〇五)に、専ら琉球貢使及びその一行の接待の為に設立された(來遠駅)(いわゆる琉球館)は丁度、聚宝街南の車橋にあった。このような航海貿易商人の家で生活したこととこのような社会環境が林易菴の職業選択に何の影響もなかったとは考えにくい」(三〇)。

ここには、土通事と航海貿易商人との密接な関係が示唆されている。航海貿易商人の世界こそが土通事の養成・訓練の場であったと言えるのかも知れない。福州河口の人が土通事に任用されたというのも、航海貿易業に関連する人々がこの地域に集居していたことと無関係ではないで

あろう。一六〇六(萬曆三十四)年尚寧を冊封するために来琉した夏子陽の「使琉球録」の中で、「造船廠・塢地は南台の江辺の中に在り。(中略)己卯の封事の後、丈量初めて起るに値り、通事の林鐘和なる者、旧と廠を管するの故を以て、潜かに地を以て盗みて之を售るあり」(三二)と指摘されているように、土通事の林鐘和なる者がもとと造船業と関係していたことも、土通事の来源の一端を示している。

土通事と航海・貿易業が密接な関連をもっているとは言っても、航海・貿易業者が無条件に土通事に任用されるとは限らないわけで、「正に以て衷情に達し王化を宣ぶる」ことを使命とする土通事は、「必ずその文を訳し能く礼法に閑う者にして始めて之に堪うべし」と指摘されているように、外国語に習熟しているだけでなく、外国事情や公式の儀札等にも習熟していなければならず、一定期間土通事としての任務に堪えうるような教育や訓練を経ることが必要となる。一定の教育・訓練を経た土通事であれば、その社会的地位は重視されたはずであるけれども、「匪人」「行戸」「園丁」の如く土通事の社会的地位が極めて低かったというのは、土通事の養成・任用のシステムが明代においてはまだ確立していなかったからではなからうか。

清代には、土通事の謝必振が招撫使として琉清関係の形成に重要な役割を果たして以来、中琉交渉史において土通事はより重要な位置と役割を占めるようになったことから、その養成と任用のシステムも次第に整備されるに至ったようである。しかし、その実体を示す史料は少ない。ここでは、幸い、琉球側に存在する若干の文書にもとづいて、道光年間の特例を検討しておきたい。

琉球側の文書では土通事は河口通事と表記されるが、河口通事に任用される以前の業務見習ともいべき河口通事筆者に関する次のような文書がある(三三)。

乾隆貳拾年亥接貢役者より渡ル四貫目之内銀子五百八拾貳分五分

外

- 一 八拾目、丁丑秋走接貢役者請取。
- 一 壹貫七百目、申酉戌丑寅卯辰巳午未申酉亥子丑辰巳渡唐役者受取。
- 一 壹貫四百八拾七匁五分、巳午未申酉亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑渡唐役者受取。
- 一 七拾五匁、寅進貢役者請取。
- 一 七拾五匁、卯接貢役者請取。

藏官

右死後相成、嫡子聯魁、河口通事筆者年例銀之内より納來候処、聯魁家内困窮之上、自身拝借銀返上等も有之、依頼、藏官敷銀返上方被召延置候。然二、聯魁、役儀御断付、從石志道へ足被仰付、聯魁拝借銀、石志道年例銀之内より七拾五匁宛、年府返上仕、皆納相済次第、藏官敷銀も引統、右同断返上仰付度旨、願越趣有之、是又願通り被仰付置候処、聯魁拝借銀之儀、道光元年巳年迄皆納相済候付、右藏官敷銀返上之方へ、石志道年例銀之内より年々七拾五匁宛返納被仰付候間、於唐、存留相談を以て可相請取候。此旨御差圖にて候。以上。

附、陳有・五元官・朱振士・建雲・建極の五人より之返上銀は、去卯接貢役者より存留へ次渡仕置候通、跡方相尋、受取候節首尾申越候様、猶又、存留へ可被申渡候。

この文書は琉球王府の評定所から進貢使へあてた指令文書であるが、その内容は「死去した河口通事の藏官の(敷銀)返済について、その嫡子で河口通事筆者を勤める聯魁の(年例銀)の中から年賦返済させてきたところ、聯魁自身困窮しているので父親藏官の(敷銀)返済の延期要請を認めてやったにもかかわらず、河口通事筆者としての役目を断ったことから、同じ筆者の石志道にその(年例銀)の中から聯魁の借金を年

賦で返済し、皆納後に引き続き蔵官の(敷銀)をも年賦返済するように命じてあるので、琉球館の存留通事とも相談の上、受け取ってくるように」という趣旨である。ここで注目すべきことは、第一に土通事(河口通事)に対して琉球側が担保金ともいふべき「敷銀」を提供していること、第二に土通事筆者に対しても琉球側は年俸に当たる「年例銀」を支給していること、第三に土通事筆者は琉球側から「拝借銀」という名称で借金することができたこと、第四に土通事と土通事筆者が親子関係にあり、いづれも琉球側と貸借関係にあること、これである。土通事及び土通事筆者と琉球側との関係が極めて密接であることを物語っているといえよう。土通事及び同筆者から毎年琉球王あてに「献上物」が差し出されており、道光二十四年には鄭澄瀾・謝占豫・馮開和の三名の土通事及び王秉謙・石志道の二名の土通事筆者から湖筆・徽墨などが献上されていることも、琉球側との密接な関係を裏づけている(三三三)。とりわけ、土通事筆者の年俸を琉球側が支給しているという事実からすると、むしろ琉球側が土通事の養成に積極的であつたように見える。

土通事筆者としての一定の見習い期間を経て土通事へ任用されたことは、馮邦麟・馮開和父子の土通事職交代の事例によって確認することができる。道光六年の時点で、福建布政使司が福防廳の申請にもとづいて総督へ提出した要請書によれば、

査するに、琉球館駅の額設の土通事三名は、貢使を伴送して進京し、併びに各衙門にて夷語を伝訳するに備え、及び預め外省にて難番の供情を伝取訳するに備うるを以て、各々差事あり。如し事故あれば即ち心さに夷語官音を熟諳するの人を避選して接充し、懸曠するを免れしむ。茲に琉球土通事の馮邦麟、年老いて告退し、遺欠を將て伊の子の馮開和に着令して接充せしめんことを請う。經に琉球の進接貢存留通事林奕海等併びに同邦の土通事鄭澄瀾等は、本籍の保族隣佑と共に

各々甘結を具えて呈繳せり。節經、該廳は官音夷語を査驗したるに、實に能く通訳すれば、印結を加具し、接充を詳請して前來す。本司、琉球土通事馮開和を覆査したるに、既に該廳の詳に拠るに、「該通事林奕海等の結を具え會稟するに拠るに、委に伊の父の馮邦麟に随同し、館に在りて事を弁ずること多年、夷情に浹洽し、官音夷語は均しく已に爛熟するに係る。従前の鄭天爵等並えて未だ館に在りて学習せざる者とは聞あれば、再び学習を行いて以て資成を專にするを免れんことを請う」等の情あり。応さに俯して該庁の請う所の如く、馮開和を將て伊の父馮邦麟の告退の遺欠を接頂するを准し、その再び学習するを行つて免じ、以て夷情に順うべし。照を給して充補し、併びに福防廳・存留夷官に行じて遵照せしむるの外、合さに就ちに文を具えて詳報し、伏して察核批示を候ちて飭遵せしむ(三四)

という。ここには、土通事任用のプロセスが具体的に示されている。すなわち、①土通事の馮邦麟が老年を理由に、引退して息子の馮開和にその職位を引き継がせたいと表明、②琉球の存留通事林奕海・同僚の土通事鄭澄瀾らが馮邦麟の本籍の身元保証人とともに保証書を提出、③福防廳は馮開和について官話・琉球語のテストを行い、両方に通曉していることを確認して証明書を添付し、土通事職の引継ぎを布政使司へ要請、④布政使司は再点検して、馮開和を琉球館で再学習させる必要はないとの福防廳申請を確認し総督へ承認を要請、というプロセスを踏んで最終的に総督・巡撫が承認している。ここで特に注目したいことは、琉球側の存留通事林奕海が馮開和について、すでに父親の馮邦麟とともに多年琉球館で仕事に従事し官話・琉球語に習熟しているから、琉球館で再学習させる必要はないと保障していることである。馮開和が多年土通事筆者を勤めていたことは明らかであろう。

道光二十八年の時点での謝占豫・謝維垣父子の土通事職交代について

も、ほぼ同様のプロセスを確認できるけれども、再学習の点で若干相異も認められる。同年の布政使司から総督への要請書によれば、

査するに、現に琉球館額設の土通事三名は、貢使を伴送して進京し、並びに各衙門の夷語を伝訳するに備え、及び預め外省の難番の供情を伝取訳するに備うるを以て、各々差事あり。如し事故あれば即ち応に夷語官音を熟諳するの人を遴選して接充し、懸曠するを免れしむ。茲に琉球の土通事謝占豫は出差して病故したれば、既に夷官及び同事の土通事は公同に伊の子の謝維垣を僉擧したるところ、官音夷語に通曉し礼節儀文に熟諳せるに拠り、復た經に該廳査驗したるに、實に属すれば親供保結と地方官の印結とを取具し、接充を詳請すとて前來せり。応さに請う所の如く、それをして謝占豫の病故の遺欠を接頂するを准し、以て差に應ずるの使臣を供するに備うべし。該夷官の稱する所の「嗣後、京差あるに遇えば、派に値るの通事に着令して帯往指教せしめ、更に妥善に臻らしむ」との一節は、また応さに俯して請う所の如くすべし。本年琉球使臣京に赴きて進貢するを俟ち、派に値るの通事に着令して帯往教導せしめ、以て夷情を遂げしむ。經に照を給して充補し、並びに補防廳・存留夷官に行じて遵照せしむるを除くの外送り到れる各結を將て文を具えて詳報し、伏して察核して批示せらるるを俟ちて飭遵せしむ(三五)

とあって、謝維垣については、進貢使節の北京行きに同伴する先輩の土通事に随行して实地に教育を受けさせる必要があるという琉球の存留通事の判断が示され、布政使司はそれを受け入れていることから、土通事の養成と任免に琉球側の意向が勘案されたことを知り得る。ただ、謝維垣もまた「官音夷語に通曉し礼節儀文に熟諳」していたわけであるから、土通事筆者としての経験を積んでいたものと思われる。いづれにせよ、土通事職が父子相伝され、事実上世襲化されていたことは、蔵官・聯魁

父子、馮邦麟・馮開和父子、謝占豫・謝維垣父子などの事例から確認できるが、土通事筆者が琉球館に勤務し学習するようになったのはいつ頃からかは明らかでない。ただ、土通事の詰所が琉球館内に移設されたのは、一八四三(道光二十三)年のことであって、「球陽」によれば、

本年、柔遠駅把門官の公署を改造し、並びに新たに土通事公館を設建す。此の年、閩に在るの眞役、布司に稟請し、工を興して柔遠駅把門官の公所を改造し、併びにその右辺に於いて新たに土通事の公館一を造る。その長さ五間、広さ二間あり。時に布政司より該兩所の工項の銀兩を發り賜わるを蒙る(三六)

とあり、柔遠駅(琉球館)敷地内に土通事の公館が清國側の費用で新設されたことを確認し得る。この事実は中琉交渉における土通事と琉球側の緊密度がさらに深まったことを示しているのであろう。それならば、土通事にはどのような任務と責任が課されたのであろうか。

三、土通事の任務と責任

土通事は進貢と冊封に深く関わっているが、まず進貢に関わる任務について検討しよう。高岐の『福建市舶提舉司志』「貢貢」に記載された琉球使節の迎接規定によると、土通事の任務は次のように要約される。第一に、琉球の進貢船が入港すれば、土通事は都司・布政司・按察使及び提舉司の派遣した草印官等に率いられて進貢船の停泊所へ赴き、琉球使節に対して「果たして進貢に係りて是れの当なるやを訊問し、彼の國の符文執照を取りて査驗し、備さに抄して明白ならしめ」る。第二に、提舉司の命により土通事は琉球人を柔遠駅(琉球館)へ案内し、「安插」する。第三に、柔遠駅内の琉球人たちが「違禁の貨物を貿易」しないよう監視し、毎月実情を提舉司を通じて按察使に報告する。第四に、市舶提舉司主催の歓迎宴の翌日、進貢使節を率いて各役所へ謝礼の挨拶廻り

を済ませ、「酒席畢り」次第、進貢使節を「帶領して駅へ回る」。第五に、進貢使節が北京へ赴き「進貢の事畢りて回還」する際には、皇帝の命を受けた「鴻臚寺序班一員」が通訳として伴送するが、進貢使節を福州の琉球館へ「安歇」させ、歓迎宴を済ませた後、土通事は「夷官（琉球使節）の駅を離れるの日期の縁由を取具」し、提舉司を通じて布政司へ報告するとともに、出港の際には「夷人を將て逐一搜検して上船せしめ」る。

土通事は琉球使節と明国官庁との間の通訳事務に従事しただけでなく、その接待や監督及び通関事務にも関わっていたわけである。また、前掲「福建市舶提舉司志」の「尚公橋記」には、正徳年間に停泊所近辺の橋の修理工事が行われた際、「提舉の王尚学、本地の通事黄仕明・官牙の馮驥等を率い、専らその役を董し、経に七年壬申の夏五月十六日より始め、冬十月二十七日を越えて告成す」とあり、土通事の黄仕明は橋の修理工事にも関わっている。橋の工事が進貢使節の迎接に責任を負う提舉司の管轄であり、土通事は牙行とともに提舉司の統率下にあつたからであらう。

進貢使節の迎接とともに、冊封使の来琉の際の随行も土通事の主要な任務の一つであることは前述の通りであるが、諭祭・冊封の儀式において土通事は具体的にどのような役割を担ったのであろうか。一七一九年に尚敬冊封のために来琉した海宝・徐葆光の正副使は土通事の鄭任鐸と馮西熊を「引礼通事」として帯同しているが、鄭・馮の二人は「引礼官」「通事官」として諭祭・冊封の儀式に加わっている。周知のように、徐葆光の「中山伝信録」は先々王尚貞・先王尚益の諭祭、世子尚敬の冊封の模様を詳細に記録しているが（三七）、そのなかで引礼通事の鄭任鐸・馮西熊の役割をも次のように明示している。

「七月二十六日丁酉の黎明、法司官・衆官は金鼓儀仗を率い、畢く天

使の公館前に集まる。天使門を啓き、参調し畢りて、龍亭（詔勅を納める亭）を迎請し、公館の中堂に入る。捧詔官・捧勅官は各々詔勅を捧げ、龍亭の中に奉安す。捧幣官は鍛正等を捧げ、左右の綵亭（幣帛を載せる亭）の中に分置す。王と妃と各々一亭なり。衆官は排班（整列）し、三跪九叩頭の礼を行い、畢りて前に導く。世子は衆官を率い、伏して守礼の坊外に迎う。龍亭暫く駐るや、世子・衆官平身す。天使、趨り前みて、龍亭の左右に分立す。通事官、排班を唱うれば、世子・衆官は三跪九叩頭して接詔の礼を行い、畢りて衆官・世子は前導せられて殿下に立つ。龍亭入りて闕庭の中に至る。綵亭は左右に分別す。天使は龍亭の左右に分立し、捧詔官・捧勅官は殿陛下に立つ。宣詔官は開詔台の下に立つ。香を司る者は香案を龍亭の前に捧げ、香を添う。衆を奏するや、引礼官は世子を引きて東の階より升り、香案の前に詣る。衆止む。引礼官、跪を唱うれば、衆官各々拝位に就きて皆跪く。引礼官、上香を唱うれば、案の右の香を司る者は香を捧げ、跪きて世子の左に進む。三たび香を上げ、俯伏し興きて平身す。衆を奏するや、引礼官は世子を引きて露台を出て拝位に就き、衆官を率いて三跪九叩頭して拝詔の礼を行い、畢りて、平身す。衆止む。天使詣り前み、正中に立つ。捧詔官・捧勅官は東の階より升る。天使詔を取りて捧詔官に授け、勅を取りて捧勅官に授く。高く挙げて殿陛を下り、宣詔官と共に開詔台に上り、詔勅は并せて案上に置く。通事官、開詔を唱うれば、衆止む。引礼官、跪を唱うれば、世子・衆官皆跪く。詔勅を捧げるの官は次を以て対展し、宣詔官は次第に読み畢る。引礼官、平身を唱うれば、世子・衆官皆平身す。衆を奏するや、詔勅を捧げるの官は各々詔勅を捧げて殿陛を升る。天使仍て龍亭中に奉安す。詔勅を捧げるの官は東の階より下る。国王及び衆官は三跪九叩頭して謝封の礼を行い、畢りて平身す。衆止む（後略）」（三八）。

冊封の儀式に先立って執り行われた先王諭祭の儀式もほぼ同様に進行

している。諭祭・冊封の儀式のなかで、鄭任鐸と馮西熊の二人が各々「通事官」「引礼官」のどちらを担当したのかは明らかでないけれども、兩者とも儀式の進行係であると同時に世子以下の案内役・先導役のような役割を果たしていることは明らかであろう。諭祭・冊封の儀式において土通事(即ち通事官・引礼官)がいかに重要な役割を果たしていたかを示している。

しかし、冊封に関わるのは土通事の任務の一部に過ぎない。冊封は明代二七〇年間に一三回、ほぼ二十年に一回、清代二三〇年間に九回、二四年に一回の頻度で執り行われたわけであるから、土通事にとつても特別な任務であつて、日常的な任務とはいえない。清代になると、土通事の日常的な任務として想定されたのは、「貢使を伴送して進京し、並びに各衙門の夷語を伝訳するに備え、及び預め外省の難番の供情を伝取訳訊するに備うる」(三九)ことであつた。かくて、清代には進貢使節の伴送、各役所の通訳事務、他省漂着琉球難民の通訳及び供述書作成に対応し得るように、土通事の定員を三名とし、各人がいづれかの任務を担当することになつていたけれども、道光年間に浙江省へ漂着した琉球難民の通訳・供述書の作成を命ぜられた土通事の鄭澄瀾・謝占豫・馮開和の三名は、次のように訴えている。

「伏して思うに、△(某)等通事の額設は、僅かに只だ三名のみにして、一は貢使を伴送して進京するに備え、一は館に在りて引貢引売し、並びに各署の待喚に承応するに備え、一は各省に遭風難夷あるに遇え、臨時に差遣せられて派往し、供情を伝訳するに備う。此れ章程を立定するに係り、刊して省例に入れて案に在り。嗣いで嘉慶二十一年の間に於いて、琉球進貢して朝京せしに、前撫憲の王、当堂にて土通事二名を点派し、貢使を伴送して京に進ましむるを蒙る。歷經遵行して又案に在り。△等再四籌り思うに、土通事の額設は僅かに只だ三名のみ。現在進貢の

年にして、閩省は尚お且つ敢らず。差遣して如し再び一名を派し、久しく浙省に住りて訳に備えしめんか、即ち閩省の公務は浩繁なれば、勢い必ず周章して曠しく誤るべし。△等責成の関わるころなり。且つ琉球の遭風難夷の船隻はまた一に定めて浙省に漂取するには非ず。」(四〇)。

要するに、福建省における土通事の任務繁多により他省へ出張する余裕はないので、琉球難民の漂着した浙江省への出張命令を取り止めて欲しいという要請である。土通事らのこの要請が認められたかどうかを確認することはできないが、恐らく慣例を無視することはできなかったであろう。同じく道光八年に琉球の接貢船が海壇塘嶼地方に漂着した際、在船通事から乗船者が多い上に言語不通で不便をきたしているので土通事一名を派遣して世話して欲しいとの要請を受けた存留通事の魏学源らは、土通事の馮開和を直ちに派遣するように清国当局へ申し出たところ、清国当局は「該土通事の馮開和に飭して船に赴きて照料せしめ」(四二)ている。土通事が海防同知之命を受けて琉球側の存留通事とともに漂着琉球船のもとへ赴き、琉球難民を世話し遭難状況の供述書を作成して報告した事例は、歴代宝案及び『呈稟文集』に散見するところから(四二)、漂着難民への対応が土通事の主要な任務の一つであつたことを窺知し得るのである。

漂着難民への対応とともに、「館(琉球館)に在りて引貢引売すること」に備えるのもまた土通事の重要な任務であつた。琉球館における貿易は通常、①琉球国の存留通事から慣例通り「館を開きて貿易する」ことを福防同知へ申請、②福防同知から慣例通り「違禁」の貨物を除いて貿易を許可したい旨布政使司へ要請、③布政使司は福防同知の要請にもとづいて貿易許可の承認を総督・巡撫へ提案、④最終的には総督・巡撫が許可するという手続きを経て開始されるが、布政使司の提案の時点で

必ず次のような条件が付される。——「仍お意行を遵奉し、看管の員役に厳飭し、留心稽察せしめ、館を開くの日より始めと為し、兌換出入の貨物を驗明し、日に按じて摺報せしむ。並びに開館の日期を將て先に通報を行わしめ、把駅の員弁・兵役の陋規を需索するを許さず、付近の土棍・奸民の館に入りて勾通局騙し、禁物を串帯し、額を遡えて弊を滋すを嚴禁す。並びに土通事をして交易の客商の姓名・兌買の物件を將て名に按じて摺報せしめ、事竣われば福防廳に着令して細冊を彙造せしめ、司に送れば査核す。並びに飭して夷官等に認識せしめ、趕緊に貿易し、期を剋して報竣せしめ、遣回を詳請して逗留貽誤するを許す毋からしめ、仍お開駕の時を候ちて買う所の各項の貨物を將つて員に委して盤驗して上船せしめ、以て透漏を杜すべし」(四三)。

琉球館貿易を直接監督する責任は福防廳にあるが、不正貿易を取り締まる「看管の員役」とともに、土通事も客商の姓名と交易品を報告する責任を負わされることよつて、琉球館貿易に深く関わつたのである。しかも、土通事の任務は客商の姓名等の報告にとどまらない。福防同知之指示に従つて琉球館貿易の状況や問題点を稽查し報告するのをもまた土通事の任務であつた。乾隆六年八月の時点の土通事たちの報告によれば、回呈を具う。琉球に伝訳するの引札通事鄭任鐸・馮西熊・謝道武、天に体例を齎め、兌換貿易等を詳明せんが事の爲めにす。切に、琉球國の進貢謝恩船二隻は、大老爺の天恩もて両院 司道老爺に詳明するを蒙り、示を給してその例に照らして貿易するを准され、業に經に案に在り。八月 日、夷官の鄭佑・阮超群等の報に拠るに称すらく、両船の員伴の兌買するの各物は、俱に已に完妥せり、と。八月初二日、大老爺親ら柔遠駅に臨みて驗明するを蒙る。鐸等は夷使と公同して客商と両平に交易せしむ。買う所の糸綱布疋藥材雜物、併びに客商人等の自ら運びて館に進みたる各貨物は、備造の細冊に遵照し、夷官及び鐸

等と共に各々弊なきの甘結を具え、文を具えて一併に呈獻す。伏して乞うらくは、大老爺例を察して詳請し施行せられんことを。須く回呈に至るべき者なり。

という(四四)。「琉球に伝訳するの引札通事」すなわち土通事の鄭任鐸らは夷使(琉球側役人)とともに琉球館貿易に立ち会い、客商と琉球側が「両平に交易」することを監視し、弊害がなかつたことを保障する「甘結」を提出しているのである。あるいはまた「鐸等に仰す。速即存留の林水陸等に認識し、該國の存留・接買官伴の水梢は人数幾んどなきに、何を以てか鉄鍋を用いること許の如きの多きや、是れ夾帯して出洋するの情弊なるや否やを稽查し、實に拠りて回覆せしめよ。事は旨を奉じて飭禁すること厳切なるに関われば、刻延して率混控覆し、詳究において便ならざるを致すを得るなかれ」との指示を受けた土通事の鄭任鐸らは、琉球側の存留通事林水陸らに「細かに認識を加え」、鉄鍋購入の事情について林水陸らの詳細な供述を報告している事例もある(四五)。

琉球館貿易は琉球(存留通事)と客商(牙行)と土通事の三者が緊密に協力し、各々の任務を規定通りに果たすことよつて円滑に運営されるが、いづれかがその任務を果たさない場合に問題が生じる。乾隆六年の時点で、糸綱購入を委託された客商の到着が遅れ、琉球館貿易が停滞して進貢船の帰國催促の通知を受けた正使紫巾官の翁鴻業らは「奈ん通事を通じて帰國催促の通知を受けた正使紫巾官の翁鴻業らは「奈んせん、糸綱は間に産せず、江浙より出づ。客貨未だ到らざれば交易するに従しなし。茲に憲催を奉じて両船の官伴水梢を率領し、大老爺台下に匍叩し、懇ろに転詳して限を寛めんことを乞う所以なり。(中略)無如せん。糸綱未だ到らず、國用に資なければ、日を定めて寛を求めんと欲するも、また糸綱陸統として即ちに到れば、未だ逗留の愆あるを免れず、出路せんとするも帰るの期を算して返國し難し。安んぞ敢えて預め定め

んや。進退維れ谷まるの苦しみあり。惟だ大老爺、皇仁を仰体し、風國を俯恤せられ、歴年の事例を察照せられ、従りてまた敢えて十分に遲滯せざらんことを叩懇するのみ。業等の兩船はまた自ら鎌命を惜しみ、自ら當に緊急に貨物を弁理すべきを知れば、省に到りて即便に報竣せん。伏して上意に転詳せられんことを乞う」（四六）と帰国時期の延期を、土通事を通じて福防同知へ要請している。

琉球側の存留通事蔡元鳳らも直接福防同知あてに「鳳等は辺海の小邦にして、所有の糸綱は以て国用に資し、悉く給を天朝に仰ぐ。料らずも今年客販遲滯す。（中略）刻下、詢査するに、糸綱の客商は陸統として即ちに到らんとす。清湖に夫なく、浦城に船なきに因り、所以に遲滯せりとの縁由あり。日内に一たび到れば、刻即に交易し、隨即に報竣すれば、驗して遣発し回国せしめんことを請う」（四七）と訴えているが、琉球館貿易の終了が遅れたために、その責任が問われることとなる。琉球国進貢正使の翁鴻業から大老爺（福防同知）あての乾隆六年七月二十六日付の請願書によれば、

琉球国正使の紫巾官翁鴻業、都通事・使者・通事を率領し、懇ろに大老爺に天恩を求む。本月二十五日、存留通事の蔡元鳳、台下に具稟し、批を蒙りたるに、姑く情に捩りて転報するを准さる。感激尽きず。また批を蒙りたるに、一面土通事三人を鎖拿して解究せしむ等の因あり。業等惶恐に勝えず。伏して思うに、糸綱は委に客販の未だ到らざるに併じて多年、併びに過犯なし。是れ通事の怠玩ならず。且つ三人は事を始めより終わりまで恩を全うし、通事を解るを免れんことを。議して限三四日を寛め、立即に使者に駁諭して趕早に報竣し回国せしめんことを請う（四八）

とあり、土通事三名が琉球館貿易の遅延の責任を追求されて逮捕連行されたことに驚愕した翁鴻業らは、琉球館貿易が遅延したのは糸綱の購入を委託された客商の到着が遅れたためであつて、土通事の責任ではないことを強調し、その釈放を要請していることに注目すべきであろう。この事實は、客商の不始末の責任をも土通事が負わねばならなかったことを示しており、清国側当局・土通事・客商・琉球側当局の關係のあり方をも暗示していると言えよう。翁鴻業らの要請が受け入れられたかどうかは明らかでないが、いづれにせよ清国側当局にとっては土通事と客商の關係は一体不可分、一蓮托生の關係とみなされていたわけである。むしろ、ここにいう客商とは、後述のように、琉球貿易を対象とする牙行（仲介商人）のことで、琉球館客商すなわち球商とも称されるが、それならばこの牙行＝球商は中琉交渉史のなかでどのように位置づけられ、どのような性格を付与され、どのような機能と役割を担っていたのであろうか。

Ⅱ 中琉貿易における牙行（球商）の位置と役割

一、王銀「詐取」事件とその周辺

中琉交渉の主要な側面、即ち進貢貿易における牙行（球商）の位置と役割を考察するために、ここではまず明末の王銀「詐取」事件（御物銀不始末一件）を取り上げ、牙行との関わりについて検討しよう。王銀「詐取」事件については既に多くの先行研究が言及しており（四九）、最近では歴代宝案の関連文書にもとづいて事件の全貌解明を試みた土肥祐子氏の研究がある（五〇）。先行研究を踏まえつつ、事件の概略を摘記すれば次の通りであろう。

①幕藩制確立の過程で、薩摩藩は財政的基礎を確立するために琉球経

由の対明貿易拡張を企図し、一六三〇年代以降琉球の進貢使節に委託する御物銀（渡唐銀）を増額し、白糸購入を強要したことが事件の背景となつてゐること、

② 一六三四（崇禎七、寛永十二）年秋の進貢頭号船と翌年春の進貢二号船に積み込まれたほぼ一千貫目の渡唐銀を、進貢使節の蔡錦・毛紹賢・梁廷器らは三十一人の中国商人に前渡して湖糸の購入を委託したが、湖糸四九四斤にあたる銀四九八両を騙し取られたこと（第一次「詐取」事件）、

③ 一六三六（崇禎九、寛永十三）年の進貢船二隻に積み込まれた薩摩藩委託の渡唐銀（大和公銀）十両と琉球王府の買物資金（琉球公銀）二両、計十二両を、進貢使節の一人でありながら福州に留まつた楊茂栄（向氏島尻中城親方朝寿）が五十九人の中国人商人に前渡して湖糸の購入を委託したものの、約四万両を持ち逃げされたこと（第二次「詐取」事件）、

④ 再度の王銀「詐取」について、琉球側は三司官や長史の名義で福州海防館あてに「詐取」犯人の逮捕と現銀の返還を要請する書簡を送り、その中で犯人の氏名と「詐取」金額を明示した外、琉球国王からも福建布政使司あてに「詐取」銀両の返還を懇請する咨文を提出していること、

⑤ 明国側の地方当局は琉球進貢船関係者の不法行為を疑い、琉球側の要請には直接応えることなく、進貢規定の遵守を要求するとともに白糸貿易を原則として禁止する旨通告したこと、

⑥ 薩摩藩は二度にわたる進貢使節の不始末を、薩摩藩の進貢貿易介入に対する琉球側の意図的なサボタージュとみなし、その責任を追求したことから、琉球王府は関係者を処分し、とりわけ第二次「詐取」事件の責任者の楊茂栄を閩所にして薩摩藩に処分を委ねたこと、以上である。

二度にわたる「詐取」事件の輪郭は以上の通りであるとしても、僅か

二年前後の期間に同様の「詐取」事件が繰り返され、しかも「（崇禎）九年の事件の（関係商人）五九人中、十九人は七年の事件に關与し」、「二つの事件の多くは同じ商人によって、同じ手法によっておこなわれていた」（五一）ことからすれば、二つの「詐取」事件にはなお多くの疑問点が内包されていると言わざるを得ない。進貢貿易の構造との関連で言えば、明国朝廷・福建当局・土通事・牙行・存留通事・琉球進貢使の各々が事件をめぐる「詐取」商人とどのような関係を取り結んでいったのかという疑問点が未解明のままである。とりわけ、進貢貿易（琉球館貿易）の主役となる牙行の動向、牙行と「詐取」商人との関係が鮮明ではない。

前述のように、福建市舶提舉司の下で直接進貢貿易に関わるのは「冠帶土通事」と「牙行」であるが、「牙行は原と二十四名を設く。各年に分けて等しからず。十九名を革去し、今は只五名を存するのみ」（五一）と指摘されていることから、牙行の定員には増減があつたものの、その存在を無視して進貢貿易が行われることはありえないであろう。全く私的な密貿易であつたとしても、十両を越える大規模な取引が牙行を無視して展開し得るであろうか。第二次「詐取」事件に関する琉球側の史料には牙行の影が見え隠れしている。即ち「中山世譜」の記録によれば、丙子の年（一六三六年、崇禎九年）、正議大夫林国用、閩に赴き京に上る。時に朝寿、貿易の事の爲に、使を奉じて閩に入る。奈んせん。是の歳、大和公銀十萬兩・琉球公銀二萬兩、共計十二萬兩もて糸網等の物を買わしむ。朝寿、預め近來貿易の至難なるを知るも、今白銀十二萬兩を以て、貨物を買わしむ。此れ、その力の能く及ぶ所に非らざれば、再三固辞するも許されず、銀を帯びて閩に到る。但、海賊甚だ多くして外国の通商もまた嚴禁を以てするを見る。是の時に当たり、謀の施すべきなし。その帯びる所の銀両は將に就ちに帶回せんとす。

司價曰く、琉球の官員、商人の家に往き、密かに糸綱を看て、牙行に寄せ置き、行に臨むの時に当たり、貢船に裝載すれば、事は頓く成るべし云々、と。是に由り、約して司價とともに自ら商人の家に往き、糸綱を探り見て明白なれば、固く封して寄せて他家に在り。その銀は券字を立てて商人に与う。その糸綱等の物は漸漸に搬び移し、三分の一を収む。偶々人の状を告ぐるありて、商人は拿えられ糸綱は奪われ、皆送りて官府に収めらる。故に司價は逃げ去り、以て罪を避く。是に於いて本銀を討収するを要めて閩に留滞すれども、討収する能わず。戊寅（一六三八年、崇禎十一年）六月に至りて國に回り、此の事を稟明す（五三）

とあり、詐取事件の経緯を一応矛盾なく説明している。しかしここで注目すべきことは、第一に明國では外國との糸綱貿易は禁止されていることを、琉球進貢使の朝壽自身認識していたこと、第二に密貿易に類する糸綱取引が「司價」の教唆によつて行われたこと、第三に取引総額の三分の一に相当する糸綱が集まったところで發覺し、「官府」に没収されたこと、第四に糸綱取引には琉球側と「司價」と「商人」と「牙行」と「官府」の五者が関わっていること、これである。

官府以外の前四者が共謀關係にあつたことは明らかであるが、ここにいう「司價」とは何者であろうか。通説のように「司價」を貿易官と解釈すれば（五四）、まぎれもなく官府の一員であり、しかも複数の「司價」が関わっているわけであるから、官民ぐるみの密貿易が行われたことになる。あるいはまた、進貢貿易において貿易品の価格を左右するのは「牙行」であることからすれば、「司價」もまた「牙行」の仲間であると考えられる。いづれにせよ、「牙行」も官府と密接な關係にあり、官民ぐるみの糸綱貿易にかかわっていた可能性がある。

もっとも、官府は最終的に取引額の三分の一を没収したことになる

いるけれども、残りの三分の二の銀兩、或いは糸綱がどうなったのかについては、前掲史料は黙して語らない。ところが他方で、琉球国王尚豊から福建布政使司あての崇禎十一年（一六三八年）十月二十日付の咨文によれば、

（前略）許多の無籍の棍徒は夥を擧げて相い従い、復た巨奸大蠹ありて同惡相濟け、生業に安んぜず、大いに瀆弊を壞り、爪党を勾結し國法を蔑にして無きが若し。牙行を當充し、夷の財を攬りて己の有と爲し、勢豪に依倚して羽翼を開張し、官府を把持して威風を展作す。（中略）計るに王銀三万九千八百七十六兩七錢八分を將て、公に行騙し駭る。（中略）願わくば惟だ申詳もて銀を追して主に給し、法を飭して奸を懲らしむるを擬議せられんことを。群党は縦横の踪跡を進め、遠人は優渥の仁慈に懐くるに庶からん（五五）

とあり、「詐取」されたのは約四万兩であると申し出ている。前掲「中山世譜」の記録と尚豊の咨文を比較対照して見れば、総額十二万兩の内三分の一の四万兩が詐取されたことになり、明らかに官府に没収された「三分の一の糸綱」を指している。とすれば、「詐取」（没収）したのは官府であつて商人ではないということになるであろう。残りの三分の二については、尚豊の咨文もやはり黙して語らないが、おそらくその分の取引は無事成立したものとと思われる。第一次「詐取」事件の場合も、琉球國三法司（三司官）あるいは長史司から福州海防館あてに、王銀詐取の犯人を逮捕して銀もしくは相当量の糸綱を返還させて頂きたい旨の要請書を提出しているけれども（五六）、実際には福州海防館に没収されたことを承知の上で、商人に詐取されたという体裁をとつて返還要請書を提出したと見るべきかも知れない。琉球側が官府すなわち福州海防館を直接批判の対象にすることはできない以上、その周辺の商人・牙行の悪辣さを強調せざるを得ないのは当然であるが、前掲尚豊の咨文のな

かで、「無籍の棍徒」や「巨奸大蠹」が「牙行を管充し、夷の財を攫りて己の有と爲し、勢豪に依倚して羽翼を開張し、官府を把持して威風を展作」していると指摘しているように、批判の鋒先を牙行に向けていることに注目しておきたい。二度の「詐取」事件に関わった商人集団と牙行との関係については、人脈上の直接の系譜や関係を示す史料は少ないけれども、牙行は商人集団に含まれていなかったのではなく(五七七)、むしろ商人集団の中核的存在であったことを前掲尚豊の咨文は暗示しているように思われる。

中琉貿易の進貢貿易が円滑に展開するためには、牙行は必要不可欠の存在であるけれども、中琉間にトラブルが生じた場合には、土通事とともに批判と叱責の対象とならざるを得ないわけで、「詐取」事件前後には明国側当局も琉球使節の動向に不信の念を抱くとともに、琉球使節と土通事・牙行との関係にも疑惑の目を向けていた。例えば、琉球側は漂流民の救護・送還に対する謝恩、あるいは探問などと称して遣船し貿易機会の拡大を追求したが、崇禎八年の時点で、福建軍門都御史沈猶龍は管下の福州府署海防事汀州府同知黄色中に対して、「夷国の入貢謝恩は常期あり、限制あり。琉球は封を受けて以来、兩年の中、夷船凡そ四たび至り、既に謝恩せり。また探聴と曰いて既に入貢せり。また謝恩と曰うも、今謝する所は何の恩たるかを知らず。須く義例ありて乃ち敢えて上聞すべし。もしそれ上聞すべからざれば、決して私に閩地に留まるの理なし。(中略)布政司に仰じて按都二司・兵海二道と会同して、來因を査問し、咨もて該國へ還し、以て本王の効順にして法を守るを明らかにせしめよ。その通事員役は惑誘の情弊ありやなきや、別に申究を行うべし」(五八)と命じ、琉球側と通事・員役との結託の可能性を疑っている。福州海防館もまた「此の番の船は命を請うに辭らずして徑ちに内河に入る。昨、之を論じて鎮外に退出せしめんとするに、漫りに桅の折

るを以て詞と爲す。それ桅折るるも以て水に逆いて鎮内に入るべければ、独り以て水に順いて鎮を出づるべからざらんや。内港は省城に迫近すれば、以て牙棍と交通すべきを利とせざるなきのみ。宜しく一の憲牌を發して督令して鎮を出すべきに似たり。即え遽に外洋に赴むかしむるに便ならざるも、或いは怡山・琅岐の近処に在りて棲泊し、以て桅を葺するを俟ちて往かしむれば、猶お会地に逼処して牙棍と交通せざるに庶からん」(五九)との見解を表明し、琉球使節と「牙棍」すなわち牙行・棍徒との接触を警戒している外、巡視海道帯官福州兵備道副使の徐應秋も「夷夏の防、漸く弛む。万一漫淫に習熟すれば、奸人はその船に附して以て番に通じ、牙僧はその人を誘いて奪を起ごさん」(六〇)と警告している。

探問と称して入港した琉球船の処置について、前掲の沈猶龍は「琉球の三年一貢は既に立つるの期なり。即ち夷船・夷官・夷伴は各々定数あり。來享來王の誠を拒まざるも、仍お内夏外夷の限を存す。乃るに夷は漢と市うを利とし、名を多端に立て、頻りに往き頻りに來り、煩乃にして娶と成る。臣、旧年間に到るに、夷は封に謝するを以て至り、未だ幾くもならずして探問もて一たび至り、修貢もて一たび至る。至れば必ず盤詰して後、之を樓挿せしめ、之を約束せり。夷の最も貪る所はただ湖糸を市うのみ。是に於いて、通事・姦牙は広く販售を営む。即ち官は之が監と爲りて以て觸蓋を杜さんとするも、絶つ能うなし」(六一)と上奏しているが、これをうけて礼部も「夷人に在りては固より自ら忠順を忘れざれども、乃ち奸牙・通事の射利煽引して以て端を生ずるを致せば、相い応さに再び前に照らして申飭を行うべし」(六二)と提案しているのに対して、「貢期は名を借りるを得ず、貢物・船・人は例を逾ゆるを得ず。即ち該撫按に着して再び該國に申飭を行い、務めて旨に違いて恪順せしめ、姦牙・通事をして端を生じて煽引せしむるなからしめよ」

(六三三)との上諭が下されている。

明国の中央政府から地方当局に至るまで、琉球の進貢使節が通事すなわち土通事や牙行(奸牙・姦牙・牙棍・牙槍)と結託して密貿易を行うことを深く警戒し、その対処策を講じていることに注目すべきであろう。このような状況のもとで起こった「詐取」事件であることを直視すれば、琉球側と土通事・牙行・商人の共謀による組織的な「密貿易」事件、というよりもその摘発、換言すれば明国当局の王銀「没収」事件としての本質が浮かび上がってくる。とはいえ、僅か二年間に二度にわたるいわゆる「詐取」事件が繰り返されたのは、「司價」即ち貿易監督官の教唆・黙認のもとで「密貿易」が行われたことと無関係ではなく、明国の地方当局内部の利害対立とも関連しているように思われる。いづれにせよ、進貢貿易(琉球館貿易)に関わる牙行・土通事も、いわゆる「詐取」事件において重要な位置を占めていたことは否定できない。例えば、第二次「詐取」事件が発覚した後、福建布政使司代理の呉廷諫が「夷使進貢するに、銀を帯して糸を買うは原もと典制に非ず。(中略)制に違ふの濫觴は、皆通事・奸牙の射利せんとして撥引するに繇る。漸は長ぜしむべからず。誠に宜しく論して止めしめ、以て国法を肅し、以て懲禁に違わしむべし」と提案(六四)したのに対して、福建巡撫の沈猶龍が「朝廷は通貢を許すも、未だ糸を市うを言わず。琉夷は恭順を以て来庭すれば、定めて封疆の常法を守るべし。銀両を多帯するは皆通事・奸牙の誘惑して致す所なり。(中略)土・牙事を生ずれば重懲して貸さず」との見解を示していることから(六五)、通事・牙行が事件の中心的役割を担ったことを窺知し得る。

礼部もまた中山王尚豊の「湖糸を買うを乞うの咨」に対して「該本部議覆して白糸は当さに禁ずべしとの明旨を奉有せり。此に(崇禎)十年(一六三七)五月に在りて通行して申飭せしむれば、法として当さに嚴

禁すべし」と回答したばかりでなく、前年発覚した糸網の「密貿易」事件についても「豈に奸牙射利せんとして夷使を煽惑し、糸商を勾引して遂に白糸を以て夷と貿易するを意わんや。此れ未だ嚴旨を奉ぜざるの前に在り。今、業に牙・商を獲えて各々その罪を究す。夷の市う所の糸は法を按じて当さに没すべし」(六六)との結論を下しつつも、情状を酌量して今回に限り白糸貿易を認め将来は嚴禁する旨通達している。琉球への直接の批判を避けつつも、礼部は「奸牙」が「夷使」を煽惑して「糸商」を引き込んで仕組んだ事件との見方を示しているわけで、牙行が中心的な役割を果たしていたことは疑えない事実とみてよいであろう。要するに、牙行と土通事が王銀「詐取」事件に深く関わっていることは明らかである。とすれば、明国側にとって、牙行・土通事対策が一つの課題として意識されたはずである。もっとも、進貢貿易(琉球館貿易)を継続する必要性を認める限り、琉球側にしても明国側にしても、牙行・土通事・商人の存在を否定するわけにはいかなないとすれば、進貢貿易(琉球館貿易)の運営方法、とりわけ牙行のあり方を見直すことが必要となったであろう。かくて、いわゆる王銀「詐取」事件の期末は中琉貿易のシステムにどのような影響を与えたのかを検討することが次の課題となる。

二、明末の「十家牙行」の成立

王銀「詐取」事件が牙行の「煽惑」によって引き起こされたというのは事実の一面であって、中琉貿易システムの構造的特質に規定されている面も無視できない以上、私貿易の欲求が存在し官府がコントロールできなくなれば、明末の王銀「詐取」事件のようなトラブルはいつでも起こり得る可能性をもっていることに留意しなければならぬ。例えば、既に明初の永樂二十一年(一四三三)にも、琉球進貢使に賞賜された

宝鈔の詐取事件が起こっていることは、中山王尚巴志から仁宗あての次のような上奏文のなかで明らかにされている。

近ごろ使者の阿不察度等の告に拠るに称すらく、「永樂二十一年の間に、差を蒙り海船を駕駛して方物を裝載し、京に赴きて進貢せり。福建福州府閩縣高惠里に到つて住泊す。方物は交進するの外、所有の欵依せる賞賜の宝鈔あるも、本里の住人陳銘・黃思六、福清縣方民里の民人周文質と共に穿窬諷賺して回貨を替買することを二次、計るに宝鈔四千五百貫を騙去せらる。洪熙元年（一四二五年）三月内に、船隻の回還遇りたれば、問取して返すを討むるに、陳銘等三名に罵称せられたり。（中略）你的夷王は禽獸の行あり、陽に進貢を為し、陰に劫掠を為す、（中略）と。阿不察度等、罵為しらるるも船行の急迫するに因り、忍氣して回り来たりて告知す」とあり（六七）。

この事件について、小葉田淳氏は「永樂二十一年の使船が、帰還に際して閩縣高惠里の民二人、長樂縣方民里の民一人に宝鈔四五〇〇貫を騙されたといふが、此三人は多分牙行である」と解説するとともに、「福建に於ける私貿易は官設の牙行を介して行はれた。（中略）牙行による取引は、大体賒買であつて、購入すべき商貨の数量・値段を取決めの上で、購入方を委託する。代價物を先に交付する場合が少くないから、彼我の間に弊端醜釀の機会が多い」（六八）と指摘している。中琉貿易を「私貿易」とみなし得るのかどうかはともかく、「賞賜の宝鈔」を元手にして中國製品を購入しようとした阿不察度らから宝鈔を「騙去」した陳銘・黃思六・周文質の三名が牙行であつた可能性は否定できないであろう。しかし、陳銘らが「官設の牙行」として中琉貿易システムのなかに位置づけられていたのかどうか、位置づけられていたとすれば、その営業内容・責任範囲・土通事や官衙（当局）との関係はどうであつたのか等々については明らかではない。

抑も牙行とは商取引を仲介して売り手と買い手を結合し商談をまとめる仲買業者のことで、牙会・牙戸・牙店・牙人などと同じ意味に用いられるが、仲買業者の組合（ギルド）を意味する場合もあることは周知の通りである（六九）。今堀氏によれば「明清時代には都市の一流の店舗は、ほとんど各種の牙行によってしめられることになった。行とか店とかいうのは店舗を張つた仲買商のことで、牙紀、經紀、牙子などはその手足となつて働くあつせん役の商人である。（中略）商談が成立すると、売買の双方から牙銭または俵銭とよばれる手数料（取引額の二―三%）をとるこゝになつて来た。また有利とみれば、みずから商取引の当事者となるこゝがあり、問屋を兼ねて供給を確保するものもまれではなかつた。（中略）政府では牙行を制限して牙帖（営業許可証）をもたないものは、店が開けない法律を設けていたが、実際には牙帖をもたない私牙行が多かつた」（七〇）という。とすれば、前掲の陳銘・黃思六・周文質の三名も「私牙行」であつた可能性がないわけではない。

中琉間の進貢貿易システムにおける牙行は、前掲「福建市舶提舉司志」によれば「原々二十四名を設く。各年に分けて等しからず。十九名を革去し、今は只五名を存するのみ」であつたけれども、官設の牙行（官牙）として位置づけられていたことは言うまでもない。定員が二十四名から五名へ削減された時期や理由は明らかでないものの、各年の商業活動の盛衰によつて牙行の定数にも増減が生じたのは当然であろう。それならば、明末に發覺した王銀「詐取」事件の時点では、何名の官設牙行（官牙）と「私牙行」が活動し、いわゆる「詐取」事件にどのように関わつていたのであろうか。

前述のように、第一次「詐取」事件に関わつた三十一人の商人の中に、官牙や「私牙行」が含まれていたのかどうかは明らかでないけれども、「歴代宝案」の関連文書を分析した土肥氏の次のような指摘は注目し値

する。——「欠銀(琉球側の委託銀)が一番多いのは林泰の七二二兩(少数以下は省略)で、全体の二四・五%、馮季鼎は六九二兩で二四%、馮鼎と何六は五二〇で一〇・四%、馮敬と梁迹は四五四と四五二で九%となり、これだけで六七・三%となる。三十一人中の六人で七割近くを占めていることになる。したがって残る二五人で三割を占めることになる、彼らの金額は僅めて少ないことを知りうる」(七一)。

糸網購入を委託された銀両(いわゆる「詐取」銀)の額が飛び抜けて多い六名は琉球側とも密接な関係にあった人物か、あるいは糸網取引において最も有力な位置を占めていた人物であろう。それならば、いかなる人物がこのような条件を具備し得たであろうか。中琉貿易において、琉球側と最も密接な関係にあるのは、言うまでもなく官設牙行(官牙)である。牙行は「有利とみれば、みずから商取引の当事者となることがあり、問屋を兼ねて供給を確保」することができたわけであるから、三十一人の商人の中に牙行が含まれていたとしてもなんら疑問とするに足らない。むしろ琉球側との関係からいえば、糸網購入を委託することのできる主たる対象は牙行であったはずである。とすれば、前掲の六名即ち林泰・馮季鼎・馮鼎・何六・馮敬・梁迹は官牙であった可能性が極めて高くなる。この時期、官牙の定員は何名であったか明らかでないが、前掲高岐の指摘する五名の定員にはほぼ一致することも考慮すべきであろう。むろん、上記六名以外にも、「私牙行」を兼ねた商人が含まれていた可能性は排除できない。いづれにせよ、林泰ら六名の「官牙」を中核としながらも、その周辺に「三五に群を成し、甲(チーム)を結びたる」(七二)商人たちの集団が存在し、琉球側との糸網取引に当たったことはほぼ明白である。この時期の牙行の活動を批判した中山王世子尚質の上奏文によれば(七三)、

茲に更に演陳する者あり。臣の入貢には、本國より船を發くるは即ち

冬春の北風を以てし、帰國するには必ず夏至の前後数日の南風を須つ。此れを過ぐれば、即ち風汎便ならず、險を衝きて行き難し。前には、貢船蘭に入れば、隨帯の土産銀両は糸絮布帛等の物と貿易せり。明初には便とする所を曉從し、都て仰勅するなし。晩季に至るにおよび、地棍奸を作し、郷官に倚藉して都牙を設立し、名色を評価せしむ。音語通ぜざれば、低昂任意にして、常に糸綿を用て指して禁貨と為し、効順の屬國をば律するに倭奴を以てせり。吏胥は播弄し、留難するごと万端にして、以て銀貨は白抽の手に空しくするを致すも、官司は繋わるなし。(中略)伏して乞うらくは、皇上 勅もて従前の積弊を禁じ、棍徒・衙蠹の詐騙阻滯して帰るの期を失うを致さざらんことを。とある。ここにいう「都牙」とは官牙のことであろう。とすれば、「地棍」が官府の「郷官」と結託して「都牙」を設立し、琉球の進貢貿易を壟断したにもかかわらず、官府は見ても見ぬ振りをしていたという構図が浮かび上がってくる。

中琉貿易における牙行の専横・壟断を非難しながらも、琉球側は白糸貿易の継続を執拗に追求し、白糸貿易禁止の嚴命通達を受けた後も、一六四一(崇禎十四)年前後には福建布政使司あてに「唯だ曲げて咳唾を垂れ、代わりて題請を行い、進貢來朝には商に附して糸を市うを允許せられんことを願う」(七四)と要請した外、一六四四(崇禎十七)年も再度「進貢の年に遇う毎に、互市して糸に買え、価は毎兩に税三分を輸し、數に照らして税を報せんことを懇う」(七五)と提案して、毎兩三分の税を納めるという条件でもよいから白糸貿易を認めて欲しいと札部へ懇願している。琉球側の度重なる懇願を受けて、既に清軍に北京を占領され滅亡に瀕していた明朝の南京礼部は欽差提督軍務福建巡撫の都御史張あての咨文において、「遠くより方物を貢ぐは具さに忠尽を見わす。互市を請いたれば白糸もて税を納め餉を助くるを准行す」との聖旨

を伝え、「明旨の事理に察照して、凡そ白糸等の物を互市することあれば、俱に本部の差官に着して数目を稽察せしめ、簿に登せて部に報じて察照せしむるの外、納むる所の餉を助くるの税銀は布政司に転行し、得当の人役を差して貢ごとに起解せしめよ」(七六)と命じている。第二次「詐取」事件の後の一六三七年五月に白糸貿易禁止の厳旨を受けて以来、八年ぶりに条件付きで白糸貿易の再開を認められたわけであるが、この時点では既に「詐取」事件の影響を受けて中琉貿易システムは十分機能しなくなっていたようで、琉球進貢使の金応元は貿易システムにおける牙行の再編を次のように提案している。

「(金応)元等の本國、恭順して来朝し、進貢して封を請い、互市を開かんことを請う。旨を奉じたるに、互市を開くを准し、白糸は税を納めて餉を助けしめよ、とあり。欽遵して案に在り。その白糸を互市するには、但だ官牙に非らざれば、以て市価を平らかにするなし。兼た熟識の通訳にして語を諳んずるに非らざれば、以て交易し難し。元等、本地の識牙の梁迹・鄭玄等十人を稔知したるに、身家に過りなく音語知る所あり。已^レ經に布政司審取して信牌を給劄し、使に隨いて京に到らしむれば、例として応さに部笥を迹等の存執に換え、奸棍歹を生じ、齷縁挿入し、禍の速夷に及ぶを致す毋^レからしめんことを請う」と(七七)。

二次にわたる「詐取」事件の後、事件の責任を専ら牙行・商人に帰し、その悪辣さを強調して止まなかった琉球側が、漸く許可を得て白糸貿易を再開する段になると、官牙でなければ「市価」を安定させることができず、「熟識の通訳」がいなければ「交易し難い」という理由で、自ら牙行十名を推薦し、福建布政使司の「信牌」を受けて進貢使とともに南京へ赴き礼部のお墨付きを得たいと要請していることに注目すべきであろう。なお、琉球語を「熟識」した牙行が必要だというのは、この時点で土通事が機能しなくなっていたことを意味するのであろうか。ともあ

れ、要請を受けた礼部は「劄付を梁迹・鄭玄・曾豊・何益達・鄭碧・王輝・張拱・馮陞・鄭齊・梁英の十人に給して執に違わしむるを除くの外、此れが為めに、合さに該布政司に行りて来文の事理を察照せしむべし。凡そ互市交易等の物あれば、隨ちに本部に報じ、官を差して簿に登せ、約束に在るを聽し、恣肆するを得る毋^レからしむべし。貢に隨いて到るの日に、別に倒換を行うべし」(七八)と福建布政使司へ照会した。弘光元年(一六四五)三月初七日付の照会であるが、琉球進貢使の金応元は五か月後の同年八月の時点で、再度次のような要請を行っている。

「また、臣が貿易は旧制牙人を設立したれば、臣が廉知せる良民の梁迹・鄭玄等十名の如きは、人と為り誠に恪しみ身家に犯なく、兼ねて臣が音語を諳んずるに因り、曾經て布政司より臣に代りて選取せり。臣、更換あるを恐れ、また礼部に投じて咨を行り、梁迹・鄭玄等十名を限定する外、奸棍の鑽刺するを許すなからしめんとし、別に咨文を給して照会し布政司に移行せしむ。(中略)此の冬、貢船は必ず至らん。御駕親征に値わば、行在の部司は必ず前旨に違わん。微臣の納むる所は毎両三分の税額なり。楊廷瑞必ず官牙の梁迹・鄭玄等に着して臣が為めに価を平らかにして互市せしむべし。若し部咨未だ発せざれば、惟に楊廷瑞報に登せるに便ならざるのみならず、且つ臣が交易にも便ならざるべし。臣の苦衷、また期に先んずるの奏を為さざるを得ず」と(七九)。

ここで注目すべきことは、第一に旧来の中琉貿易システムにおいても牙行を設置していたが、今回新制システムに再編成するに当たり、琉球進貢使の金応元が「廉知せる良民の梁迹・鄭玄等十名」を推薦し、布政使司に「選取」して貰ったこと、第二に金応元は推薦した十名を「更換」されることを恐れ、礼部に対しても「梁迹・鄭玄等十名を限定」してその他の「奸棍」の介入を排除するよう要請していること、第三に金応元はまた礼部から福建へ派遣される鴻臚寺少卿の楊廷瑞に礼部の咨文を携

帯させ、「官牙の梁迹・鄭支等」に命じて琉球貿易における白糸の値段を安定させるよう懇願していること、これである。

金応元の要請が受け入れられたことは、行在の通政使司から中山王世子尚賢あての隆武元年（一六四五年）八月二十九日付の咨文に、「今、隆武皇帝の聖旨を抄するに、互市輸税を恩准し、並びに題請ありたる官牙のことは、部に勅し、司に行し、後に遵照せしむ、とあり」（八〇）との前書きが付いていることよって確認し得る。

ここに、中琉交渉システムにおける「十家牙行」の成立を見るに至ったのである。旧制では状況によって牙行の定員が増減し、官設牙行だけでなく「私牙行」も琉球貿易に関わり得る可能性をもっていたけれども、新制では牙行の定員を特定の十名に限定し、琉球貿易の窓口を一本化したものと考えられる。もともと、金応元が推薦した「十家牙行」のなかに、かの王銀「詐取」事件の犯人とされる梁迹・王華らが含まれていることから、「詐取」事件を契機とする中琉交渉システムの再編成は旧制を継承しつつ遂行されたことが窺知される。とはいえ、その再編成を制度的に保障すべき明王朝は崩壊の淵に立っており、再編成されたシステムがどの程度定着し機能したのかは確かめる術がない。ただ、清代においても、名称は異なるものの、同様のシステムを確認することはできる。

三、清代の「十家球商」とその周辺

明末に成立した「十家牙行」が明清交替期を経て清代にもそのまま存続し得たかどうかは明らかでないけれども、清代の中琉交渉システムの中では「牙行」の名称は消えて、代わりに「客商」が土通事とともに重要な位置を占め、琉球の進貢貿易に不可欠の存在となった。前述のように、土通事は琉球館において貿易が行われている期間、「交易の客商の姓名・兌買の物件」を調査・確認し、「客商人等の自ら運びて館に進み

たる各貨物」のリストを作成して報告することになっていたが、糸綱等の購入を委託された「客商」は時折り「清湖に夫なく、浦城に船なし」というような運送手段や交通事情等に左右されて、糸綱等の琉球館への運び込みを遅延することもあった（八一）。従って、ここにいる客商は明代の中琉交渉システムにおける牙行とはほぼ同様の位置と役割を占めていたように思われる。けれども、「牙行には取引の交渉を行なう部屋があるほか、倉庫、旅館施設、運送手段などが整備されており、（中略）卸小売の商人も客商も生産者も、牙行に頼めば何カ月でも実費で宿泊でき、有利な商談のまともなるまで、倉庫を利用して商品をねかせておくこともできた」（八二）といわれるように、本来、牙行と客商は別物であった。加藤繁氏によれば「客商とは、貨物を齎して、生産地より消費地へと展転廻りあるく旅商人にして、中には多数の船又は車を用ひ、頗る大規模なるものあり。この客商は古今を通じて行はれ、先秦時代にも既に存在したるものにして、史記貨殖列伝等にもその例を見出すを得べく、客商といふ文字其の物も韓非子等の中に存し居れり」（八三）という。清代には遠隔地商業に従事する山西商人や新安商人などが代表的な客商として知られているが、他方で、牙行も全国各地で商業活動に従事し、官府のコントロールのもとに牙行制度が確立している（八四）。

中琉交渉システム、とりわけ進貢貿易システムにおいて、牙行から客商への名称変更が行われたのはいつ頃のことであるのか、その理由はなにか等については明らかでないけれども、牙行と客商には類似の営業内容や共通の機能が重なっていたことから、進貢貿易にかかわる牙行は本来の仲介業者としての性格よりも琉球側と直接取引を行う商人としての性格を強めた結果、客商と称されるようになったのかも知れない。いづれにせよ、進貢貿易システムにおける客商は牙行の位置と機能を継承していると考えてよいであろう。

琉球貿易にかかわる客商は琉球館客商と称されるが(八五)、通常球商とも略称される。従つて、球商とは専ら琉球貿易に関わる中国商人のことであつて、琉球人の商人を指しているのではない。福州における球商の活動については、半世紀も前に厦門大学の傅衣凌氏をはじめとする研究グループが二次にわたる聞き取り調査及び史跡調査の結果を報告している。傅衣凌氏の「調査記」は球商をめぐる諸問題を考察する上で、極めて貴重であるにもかかわらず、従来十分に活用されていないように思われるので、ここにその一部を翻訳紹介しておきたい。

「民国三十六年の間に、本研究所の歴史グループは福建の対外貿易史の研究を展開するために、福州の河口が実際に中国と琉球の通商史上に重要な地位を占めていることに着目した。我々が知り得たところでは、明の洪武年間に琉球へ賜った朝陽通事三十六姓は河口の人であり、その地には柔遠駅や進貢廠があり、弘治年間に督船の内臣もまた河口の端に新港を開鑿し、直接大江へ通じ、夷船の往来に便ならしめたので、その結果この土地の人々は市場を形成した。清代にいたつても、河口はなお琉球商人の集居する地域であつた。故老たちの伝えるところによれば、琉球の進貢船が福州にやつて来ると、その地域の繁盛ぶりは大変なもので、福州全市の中でも第一位を占めたという。ところが、現在の我々の意識の中には痕跡を留めず、我々はこの優れて歴史的価値のある地域に對して、既に冷淡になり忘却してしまつていようである。彼らの間の通商制度及びその中国対外貿易史における地位如何という問題についても、注目する人がいない。本グループはこの史料を調査する目的で、六月二十八日に私と胡寄馨君が水部の河口一帯に赴き、実地調査を行うことにした。行つてみると柔遠駅(俗に琉球館と呼ばれ、水部の瑯前街に在る)は已に福州が二度陥落した後、余すところなく破壊され、僅かに大門及び同治十二年の碑石一つがあるだけであつた。そこで、友人の徐

吾行君の紹介で、当地の名医高潤生先生を訪問し、口碑史料を探し求めた。高潤生先生は代々水部に居住し、すでに七十歳であるが、少年時代に琉球人が治療に来たことを語り、当時の情形を彷彿として思い出すことができた。それによると、およそ清末に琉球の進貢船或いは商船が福州に来れば、現在の水部門外の河口・新港などの地に停泊した。琉球の進貢使あるいは商人たちは福州に来ると、まず福州海防同知に知らせた後で、柔遠駅内に居住しなければならぬ。進貢品は進貢廠に堆積され、自由に移動することはできなかった。その携帯してきた商品には乾貝・土木膠・鱗蛇・仮肚魚等があつたが、ただ寛永銭は多くの場合進貢船の水手たちが密輸したものであつた。高潤生先生はまた琉球の進貢船が来た後、あらゆる商品は自由に売買できず、必ず十家球商に引き渡して、販売を請け負わせなければならない規定であつたことを指摘した。この問題は我々の大きな関心を引き起こした。しかし、この十家とは誰のことであるのか。高潤生先生はただ趙・馬・李・下・丁・宋・楊・鄭の諸姓を挙げただけで、その他はすでに漠然としてはつきりしない。琉球人の需要する物品はまたこの十家球商に委託して代わりに購入させた。それ故、貿易が盛んに行われるようになると、河口には商人が雲集し、一般の小商人も十家球商に頼つて生活し、あるいは彼らに代わつて天津・江蘇などの各産地へ赴き、木材・糸等の貨物を運んできたが、その数量は少なくなかつた、という。訪問を終えた後、私は十家球商が一種の官許の牙行であつて、広州の十三行、厦門の洋行、乍浦の牙行と同性質のものであるだろうと考へた。この特殊な対外貿易機構が存在したのは早くも市舶司時代まで遡り得るけれども、その発展が相当の規模に到達できたのは市舶司の廃止後であり、中国の封建政府がまさに発展しつつあつた商業資本に對して採つたところの一種の間接的な統治方式から生じたもので、その影響は注目に値すると思つた私は、再び同地の唐永基君を

訪問した。唐水基君の先祖は曾て十家球商に代わって天津へ赴き、木材を採運したことがあり、その言うところに拠ると、当地には(馬椅・林卓・丁厝)という悪口があった、という。ついでまた展転として現在福州電気会社を経営している劉姓を探し出したが、これまた十家の一つである。合わせると全部で下・李・鄭・林・楊・趙・馬・丁・宋・劉の十家となる。その時直接十家球商の遺族を訪問して少しでも史料を探し出すことができないものかと期待したが、戦後のどさくさで知っている者も非常に少なく、僅かに付近で道光十九年に十家球商が合資で再建した瓊水会館を調査しただけである。会館はなお完全な姿を留め、その業権はなお十家の所有に属し、現在は酒釀造所に賃貸させている。曾てその中から関連の碑刻三つが発見されたが、時間の関係で、第一次の調査は暫く終結した(八六)。

以上が傅衣凌氏の「調査記」の前半部分である。ここで特に注目しておきたいことは、琉球貿易を独占した中国商人即ち「十家球商」が一種の官許の牙行であつて、広州の十三行、厦門の洋行、乍浦の牙行と同性質のもの」という指摘である。いわゆる「十家球商」が官牙と「同性質のもの」であるとすれば、その起源は明末の「十家牙行」まで遡り得るのかも知れないけれども、具体的な姓名を照合してみると、共通するものは僅かに鄭姓のみであり、系譜上での直接の継承関係はあつたとしてもほんの一部にとどまるのではないかと思われる。ただ十家という数字の一致は単なる偶然とは思えず、進貢貿易システムとしては明末の「十家牙行」を継承していると思われるべきかも知れない。琉球貿易の独占と言つても、前掲傅衣凌氏の「調査記」の中の高潤生の指摘によれば、「貿易が盛んに行われるようになると、河口には商人が雲集し、一般の小商人も十家球面に頼って生活し、あるいは彼らに代わって天津・江蘇などの各産地へ赴き、木材・糸等の貨物を選んできたが、その数量は少な

かつた」ということであるから、「十家球商」はやはり牙行的性格を帯びていたわけで、進貢貿易システムとしての継承性は明らかであろう。「十家球商」の一つとされる劉姓について、傅衣凌氏はまた次のように注記している。

「福州の劉家はまた十家球商の一つである。始めは薩士武館長から聞き、後には陳易園先生からもまたその事を告げられた。劉家が既に球商の一つであつたとすれば、その族譜の中に球商の活動に関する記載があるはずで、期待できる史料の来源となるものと思われる。薩士武館長の多方面にわたる蒐集活動のお陰で、道光二十三年重修の龍山の劉氏支譜を見ることができ、大いに喜んだ。ところが、意外なことに、詳細に熟読してみても、どこにも関連の記載を見つけないでできなかった。僅かに卷九、劉君豫齋伝の中で次のように言っているだけである。(君は(中略)独り家務に任じ、晨夕安からず、困りて業を捨て去り、兩浙に走り、三呉を歴て、風濤の險阻を避けず、(中略)故を以て益々豊盈となり、昆季もまた相い依り、各々家業を成し、郷邦の素封を称する者、指を劉氏に屈するは、實に君より継承して之を拡大するなり)(乾隆丁酉黃守口撰)と。劉豫齋が三呉・兩浙で商売を営み出世したというのは、或いは琉球人に代わって各種の貨物を仕入れたからではないかと考えられる。というのも、蘇浙の糸綢品は当時の中国の主要な輸出品であつたからである。このような推測が成立し得るかどうかは、当面、証拠となる史料が少ないので、敢えて断言はしない。暫くここに誌して大方の指教を待つ(八七)と。

前掲の高潤生の証言と劉氏支譜の記述を照らし合わせてみると、琉球貿易に依存して生活していた中国商人一般を「球商」と称しているけれども、その中の十家が官牙としての役割を果たし、「一般の小商人」を江蘇・浙江等へ派遣して琉球人の需要する物品を仕入れさせていたこと、

「一般の小商人」が「球商」として客商的役割を果たしつつ、劉家のように資本を蓄積して「十家球商」の中に加えられるものもあつたことが窺知される。

「十家球商」と「一般の小商人」との関係は、今堀氏の指摘するところの「店舗を張った仲買商」⇨「牙行」と「その手足となつて働くあつせん役の商人」⇨「牙紀・經紀・牙子との関係（八八）に比定されるであろう。とすれば、琉球の進貢貿易システムにおいて、「十家球商」は独占的地位を占めながら、多数の「一般の小商人」をも手足のように駆使することによつて、進貢貿易そのものをコントロールできる統率力を發揮したと思われる。「十家球商」が組合（ギルド）としての性格を帯びていたことは、会館を設置していたことから窺知し得る。傅衣凌氏によれば、「道光十九年に十家球商が合資で再建した瓊水会館」は調査時点で「なお完全な姿を留めていたといわれるが、この瓊水会館は「球商会館」とも称されたようである（八九）。傅衣凌氏らによつて会館内から発見された石碑の碑文によれば、

道光十九年七月十五日、太保舖瓊水の球商にして天后宮の董事趙廣利・鄭玉和・李開茂・丁允中等の稟に換るに称すらく、「窃かに、利等、貿易を生理し、航海往來するには全く天后神靈の庇蔭に頼る。曾て道光三年の間において、水部関外の太保舖地方に在りて、瓊水の球商の天后宮を僉建し、香火を供奉して以て誠敬を旺んにす。當に經に稟もて前邑主に叩き、批准を蒙りて案に在り。時たる已に久しく、道光十四年の間において、また大水の冲漫を被り、墻垣傾き圯れ、且つ基址迫り狭まり、神盤を安んずる所以には非ず。茲に經に利等厘金を鳩集し、宮の旁地一所を購買し、仍お旧址に就きて拓き寛めて修造し、祀典を昭かにして以て廟貌を魏たらしめんとす。謹んで本年七月十九日吉時を扱びて工を興す。その宮の前後には一帯の小河あり、向きに潮

水を通じ、後に郷愚の糞草・瓦片・穢雜の樹木等の物を將て填塞滯するを被る。水道は通じ難く、潮張に遇う毎に、溢々漫溢し易し。現に擬して工を雇い、一律に挑控清浄にして以て水道を疏せしめんとす。惟だ工程浩大にして匠作の人数頗る多ければ、誠に事端を滋生し以て地棍籍端して吵擾するに及ぶを恐る。已むをえず情を濫し、俯准して案に存し、示を給して嚴禁せんことを僉懇す」等の情、縣に到る。此れを擬けたり（九〇）

とあり、球商にして天后宮の董事を勤める趙廣利・鄭玉和・李開茂・丁允中等は海上安全と商売繁盛を祈願するため道光三年に建設した天后宮の修理及び敷地周辺の整備・拡大工事に当たつて、周辺住民に協力を求め、「地棍」の擾乱を嚴禁することを福州府閩縣に要請している。さらに道光二十二年にも、趙廣利らは天后宮保全のための財産登録を行い、将来「奸徒」が球商の「公業」を勝手に取引の材料に使つたり天后宮の運営資金に手を突つ込んだりしないよう「石に勒して永禁」することを閩縣へ申請しているが、申請を受けた閩縣当局は「諸色の軍民人等」に對して、「爾等須く後に開する田房の各產業は乃ち董事公置し充てて瓊水球商の天后宮香灯の需と為せば、自づから応さに永遠に遵循して収掌し、祀典を供奉し、以て誠敬を昭らかにすべきを知るべし。如し奸徒侵蝕覬覦し盜買盜売するあれば、該董事等指名して稟もて送りて縣に赴き、以て究懲に憑らしむるを許す。各々宜しく凜遵すべし。違う勿れ」（九一）と指示していることに注目すべきであろう。

球商会館の董事たち、即ち「十家球商」は特許商人の組合（ギルド）を背景に地方当局とも密接な関係を取り結び、社会的にも高い地位を占めることができたようである。もつとも、「十家球商」がどのような方法・基準で選任され、どのような権利を有し義務を負っていたのか等々については不明の点が多く、土通事がほぼ父子相伝されたように、「十

家球商」の地位も「世襲」的に継承されたのかどうかも明らかではない。ただ清代もアヘン戦争後の政治的動乱期に入ると、牙行^{II}球商は土通事とともに、琉球貿易を取り仕切るだけでなく政治的問題にも関わることよって、中国側からだけでなく琉球側からも益々重視されることとなる。

III アヘン戦争後の土通事・球商の政治的機能と役割

一、異国人退去・苦力護送問題と土通事

明清交替の政治的動乱期に、土通事の謝必振が招撫使として重要な政治的役割を果たしたことは周知の通りである(九二)。それ以来、二百年余にわたる清代の中琉関係において、土通事が中琉間の政治的交渉に重要な役割を担う局面は少なからず現出した。例えば、雍正帝及び乾隆帝の即位慶賀にともなうて生じた「一貢免除」問題の処理において、土通事が琉球側の政治的顧問の如き役割を演じたのもその一例である(九三)。しかし、謝必振以来の清代二百数十年の期間において、土通事の政治的役割が最も顕著に發揮されるのは、やはりアヘン戦争以後の政治的動乱の時代である。

アヘン戦争を契機として、東アジアの国際秩序^{II}冊封体制は動揺し始めるが、清国との宗属関係にあった琉球にも逸早くその影響は波及してきた。清国を開国させた欧米列強が「和好・通商・布教」を求めて、一八四四年から一八五九年に至る期間に、相次いで琉球へ来航して来たからである(九四)。来航した欧米列強の軍艦や商船を、琉球側では総括的に「異国船」と称し、その対応に苦慮したが、なかでも一八四四年に來航したフランス軍艦アルクメーヌ号が宣教師のフォルカードを残置し、一八四六年に來航したイギリス商船スターリング号が宣教師兼医者者のベッ

テルハイムを逗留させたことは、琉球にとつて最大の頭痛の種となった(九五)。薩摩藩の支配を通じて幕藩制の原則^{II}「鎖国」政策は琉球へも貫徹していたから、異国人の琉球逗留は異常事態とみなされ、一刻も早く解消されなければならない最優先の外交課題となったが、この課題は琉球独自で解決し得る範囲をはるかに越えていた。薩摩藩や江戸幕府も表向き琉球支配の隠蔽を方針としていたから、異国人に琉球からの退去を迫るわけにはいかなかった。勢い、琉球にとっては、宗主国の清国に頼る以外に打つ手はなかったのである。

もつとも、フランス軍艦の來航と宣教師の残留について、琉球国中山王尚育は同年の進貢使に託してその事実を福建当局へ報告しただけで、艦長の予告通り、近い将来条約の締結を求めてフランスの「大總兵」が來航した場合の「擾攘」を心配しつつも、「之を待つに札を以てし、之に告ぐるに義を以てし、それをして擾攘を致さざらしめ、彼の貳人を率いて一同に帰国せしむる」つもりであると自主解決の方針を示している(九六)。ところが、二年後の一八四六年にフランスの「大總兵」が条約締結を求めてきただけでなく、イギリスの商船もベッテルハイムを残留させるという事態になると、尚育王は「聖威に資るに非らざれば藩國(琉球)は無事を保し難し」と判断し、特使として「王舅毛増光・正議大夫梁学孔・都通事魏國香等」を派遣し、「仰いで聖諭を請い、善く照料を加え、一面は英國をして該伯徳令(ベッテルハイム)等を接き取りて帰国せしめ、一面は仏国をしてその和を結び交易するの心を罷め、留る所の人を將て本国に接回し、以て永久に相い安んずるを期せしむれば、皇恩憲徳を感戴して驅るなし」(九七)と訴えるに至った。清国の外交交渉によつて琉球逗留の英仏人を退去させて欲しいというわけである。

第三国との関係を理由とした特使の派遣はかつてない事態であったけれども、福建当局は以前の琉球からの通告を広東当局へ照会し、広東に

おける英・仏領事との交渉結果を踏まえて、「仏蘭西は既に深く貴國の之と貿易し好を結ぶ能わざるを悉る。その留る所の伯多祿等二人は回文を繙譯するを聴候するが爲に起見するに係れば、回文到るの日を俟ちて定めし載去を行うべし。仏英の事は同一の例なれば将来欽差大臣より援照曉諭し、再び異言あるに至らざるべし。自づから須て憂慮することなかるべし」(九八)と極めて樂觀的な回答を与えている。しかし、フランス宣教師のフォルカードが引き上げたのと入れ替わりに、ルテュルジュとアドネの二人が逗留し(九九)、イギリス宣教師のベッテルハイムとともに琉球側の悩みの種はかえって増えることになる。

かくて、琉球王府の評定所は翌一八四七年に派遣した接貢船の勢頭向元讓(野村親雲上)・大夫梁必達(浜川親雲上)に「異國人共逗留之儀付、於唐追願一件」の咨文を持参させたが、その際この件については去年毛増光(池城親方)らが請願したばかりで、今回また請願を繰り返せば煩わしく思われるかもしれないので、「於唐河口通事申談、都合次第取計候様」にと訓令している(一〇〇)。ここにいう「河口通事」とは土通事のこと以外ならないが、追願の咨文を福建当局へ提出しても構わないのかどうかを土通事と相談した上で決めるようにと訓令していることに注目すべきであろう。訓令を受けた野村親雲上は追願一件の顛末を帰國後の翌年五月十八日、次のように報告している。

「河口通事共へ吟味させ候処、仏・英人引取方之儀、御使者を以被願越趣及皇聞、広東耆英へ勅諭之趣御座候て、彼表渡合仏・英頭立候者共へ早速被仰達、御取扱向被爲入御念、誠以難有仕合ニ候処、接貢船渡唐涯迄迎船來着無之候迎、無間も何角申上候ては如何敷、此節は早々之御札謝并右仏・英人于今逗留仕居候次第、咨覆迄二布政司へ被差出可宜段申出候。然共其形にてハ得心難仕、猶又手便を求め布政司草案共頼入、早々引取候様重て願立候ては何様可有之哉、細々申談候処、河口通事吟

味之通、王舅帰帆僅四五ヶ月之間、遼遠之者迎船來着無之候迎、御追願申上候ては、天朝之御都合御相応不仕候間、此節は昨年早々之御札謝并仏・英人于今逗留之次第一通り之咨覆を以可宜と被存候段、布政司草案李氏丁寧ニ被相教候」(一〇一)。

要するに、土通事の見解によれば、「仏・英人退去の件については、すでに特使を派遣して請願し皇帝へも上奏した結果、広東総督の耆英に勅諭が下り、広東の英・仏の代表者と交渉させているところなので、接貢船出発までに英・仏から迎えの船が来ないからと言つて、すぐさま追願するのはどうかであろうか、今回は前年の請願を聞き入れて頂いたことの謝礼と英・仏人はなお逗留中であるとの咨覆を布政司へ提出するに止めた方がよい」ということであつたが、野村親雲上らはお納得しかねるので、「布政司草案」へも相談したところ、土通事と同様の見解であつたので、追願は差し控えることにしたというわけである。「布政司草案」とは布政司の秘書官(文書係)であると思われるが、ここで土通事が「布政司草案」とともに琉球側の政治的判断を左右していることは明らかである。

野村親雲上らは土通事や「布政司草案」の勧告に従つて追願一件を諦めたけれども、また思わぬ難題に直面することになる。福州在住のイギリス人からベッテルハイムあての書状や小包を届けるようにという海防官の依頼である。事の顛末を野村親雲上は次のように報告している。

「一昨日海防官より河口通事御用ニ付致伺公候処、福州へ罷居候英人より琉球逗留之英人へ書状三通并茶入小箱老ツ・銀子入小箱老ツ・砂糖入小箱四ツ、此節帰帆之接貢船より可相届皆被仰渡候段申出候。然は品物等相届候ハ、以後事煩敷可成立積にて、役々・河口通事共相合精々吟味仕候処、(中略)右品物届方之儀取止させ候様偏ニ御取計被成下度、海防官へ願出候方可然と申談、則右之趣を以願立候処、此儀総督・撫院・

布政司へも御内々被開召候上、届方被仰付置事候。(中略)翌日亦々御用有之致伺候処、(中略)書状・品物持渡可相届旨、琉球貢使へ訳て相違候様被仰渡候段、河口通事申出候」(一〇二)。

イギリス人の要求を受け入れたものでは将来面倒な事になるのではないかと恐れた琉球側の役人と土通事は、「精々吟味」して託送を取り止めさせるよう海防官へ願ひ出たけれども、事はすでに総督・巡撫・布政使司の承認を得ているというので取り止めさせることはできなかったというわけであるが、土通事が琉球側の立場に立って行動していることに注目しておきたい。結局、一八四七年の接貢船の勢頭・大夫たちはなんら目的を達しなかつたばかりか、難題を引き受けてきたわけであるが、琉球側は翌一八四八年の進貢船役者へもペッテルハイムらの護送について、漂着中国人や朝鮮人と同様の方法を探ることができないかどうか、土通事や布政司掌案らとの「内分の吟味」を指示している。しかし、帰国した進貢船役者たちの報告によれば、「河口通事共へ申談候処、唐人・朝鮮人等琉球へ漂着之節仕立船を以被送越候儀は、国役其運之管候得共、右英人事漂着付ては無之、悪意を挟ミ懸々琉球へ罷渡候者、殊英國は威勢凶暴を以唐へも致敵対、旁以漂着唐人・朝鮮人等とは訳も相替候処、右椽之者依申立、仕立船を以宰領人等乗付被送越候ハ、御都合向相叶申間敷、(中略)旁以仕立船を以被送越候儀差障可申候間、英人申立有之候共、屹相断可宜と承、猶又布政司掌案共へも内分尋承候処、是又河口通事同様之返答有之候」(一〇三)とのことであつた。要するに、イギリス人の場合は漂着中国人や朝鮮人とは違ふのだから、たとえイギリス人が護送を要求しても断固断るべきだというのが土通事や布政司掌案の回答で、琉球側も土通事らの判断に従う外に打つ手はなかつたのである。一八五〇年代に入ると、長期の逗留を続けるペッテルハイムの処遇に困惑していた琉球王府にとって、さらに困難な事態が加わつた。ロバ-

ト・バウン号事件である。一八五二年の三月、厦門を出港してサンフランシスコへ向かつたアメリカ船籍の苦力貿易船ロバート・バウン号が、中国人労働者(苦力)によつて奪取され、台湾へ向け航行中に琉球列島の南端・石垣島沖で座礁し、三百八十名の苦力が石垣島へ上陸したものの、二度にわたる英・米艦船の襲来、武装兵の発砲や搜索によつて大半の苦力は射殺あるいは逮捕・連行され、射殺・逮捕を免れた二百名前後の苦力はその後一年半にわたつて石垣島に滞留するという前代未聞の事件が展開したのである(一〇四)。

琉球王府は石垣島に滞留した苦力たちをどのように処遇すべきかという問題で困惑した。襲来した英・米人たちから、苦力たちは海上で反乱を起こした「海賊」的犯罪者であるから護送してはならないと要求されていたからである。しかし、船長の苦力虐待が反乱の原因であることを知つた琉球側は、苦力たちの護送要請を無視するわけにもいかず、とりあえず清国側当局の護送許可を得る必要があると判断し、特使を派遣して清国側当局に苦力の護送承認を要請することにした。かくて、長期逗留のペッテルハイム一家の退去方交渉の要請に加えて、苦力護送の承認を要請するために、一八五二年十一月馬克承(小椽親方良泰)らが請諭使として清国へ特派された。

同年十二月六日福州へ到着した馬克承らは、以後半年余にわたつて清国当局への要請行動に全力を尽くし、前者の要請事項については最終的成果を確認することはできなかったものの、後者の要請事項については護送承認の咨文を手に入れ、福州滞在中の勳学(自費留學生)池宮城里之子親雲上に託して飛船で伝達させ、馬克承自身が帰国したのは翌咸豊三年六月十五日のことであつた(一〇五)。この間、福州における馬克承らの要請行動を始終援助し、共に行動したのは土通事たちであつた。馬克承らはまず清国側当局へ提出すべき咨文等について、琉球で作成し

てきた草稿を綿密に点検して貰う必要があるとして、土通事を通じて草案あるいは師爺（各役所の長官の幕僚）・相公（相談役）など、各役所の事情に詳しく文書作成に習熟した人々を紹介して貰い、咨文・奏文等の点検・作成に細心の注意を払った外、海防官・布政司・巡撫・総督に至る各役所の官僚たちへの付け届けや接待などにも土通事を伴い、絶えずそのアドバイスを受けている（一〇六）。もちろん、要請行動の諸段階で、「掛号銀」や「札銀」「苦勞銀」「細遣銀」などと称する工作資金が投入されたけれども、馬克承らの要請行動の一端は次のような報告書によっても窺知される。

「前条之通、掛号銀等相究、肝煎方相頼、其後官人衆御吟味之程合、河口通事共へ開合方申付候処、御願通奏文被差上、広東表へも御間合相成候筋諸官人御吟味相片付、奏文は撫院御方御手元にて彼師爺陳培生被組立答之段申出候付、此涯右陳培生頼入奏文并広東へ之御間合宜書調候様相働候義肝要之儀と申談、瀬名波へ申付品物等差遣、馮爺宅へ相招、宴等相催、（中略）両通之地稿拝見仕候様被取計度頼入候処、（中略）草案并相公等へも致相談、何分可取計段有之。其後馮爺へ様子相伺せ候処、奏文并広東へ之御間合仕立方相濟、追々被差遣答之段承候付、右両通之地稿拝見之儀為致相談候処、右地稿拝見させ及露頭候ハ、外国内通之筋相成、罪科難通事にて断之段有之、（中略）勿論不及露頭様二と之儀は幾重にも其慎仕候間、道ぞ拝見相成候様被取計度頼二頼入候処、於其儀は極隠密拝見之方二可取計候得共、（中略）午年例通之掛号銀二ては相談難成候間、三貫目程は重差遣候様申懸候得共、是又段々相談之上、陳培生へ奏文并広東へ之御間合入念被相調候札銀、并右両通之地稿被相下候掛号銀取合、午年例年之銀高差遣、地稿取下拝見仕候処、文意能御願立之御趣意不相替、一先安心仕申候」（一〇七）。

（ここで注目すべきことは、第一に北京朝廷への上奏文の草稿作成を依

頼された巡撫の「師爺」陳培生に「品物」を付け届け、土通事の馮開和（馮爺）宅へ招いて宴会を催して歓待し、奏文の内容を琉球側の要望に沿うように依頼していること、第二に土通事の馮開和（馮爺）に陳培生の文書作成状況を探らせ、上奏文と広東総督への咨文の草稿を見せてくれるよう交渉させたところ、陳培生は草稿が「露頭」すれば「外国内通之筋相成、罪科難通事」なので、見せるわけにはいかないと断っていること、第三に「露頭」しないように慎重に取り扱うので見せてくれるよう執拗に頼み込んだところ、通常の「掛号銀」より「三貫目」増額するよう要求してきたけれども、交渉の末「午年」と同様の金額で承知させ、草稿を見せて貰うことができたこと、これである。ここには、土通事が琉球側の意向を受けて清国側と交渉に当たった状況がリアルに描き出されている。

かくて、琉球側の意向通り、福建巡撫の上奏文・広東総督への咨文・厦門当局への照会等が作成・発送され、まもなく苦力護送の件については英・米領事の了解を踏まえて福建布政使司の護送許可の咨文が出されたものの、ベッテルハイム退去の件については進貢船帰国の時期になっても広東総督からの咨覆がなく、福建布政使司から「該使臣（馬克承）等は応さに仍お二号貢船に附搭して先行に回国せしめ、一に両広の咨覆聞に來るを俟ちて再び咨を給して館に在るの夷官に発交して領通するを行すべきや否や」について検討せよと指示された海防官は、「論して土通事の謝維垣等に仰じて遵照せしめ、請諭の夷使と会同して」検討結果を報告するようにと諭達している（一〇八）。土通事の謝維垣と相談した馬克承らは「此の貢船返棹の際に当たるも、尚お未だ両広の咨覆を奉到せず、若し仍お原船に附搭して速に帰らば、特命に違ふあり」と主張して抵抗したものの、太平軍との戦鬪に怯える福建当局の意向に逆らうわけにはいかなかった（一〇九）。土通事の謝維垣もまもなく進貢使節

を伴送して北京へ向かう予定で、福州における清国側との政治的交渉を、三名の土通事の内の誰に担当して貰うかが琉球側にとって重要な問題となる。この間の事情について馬克承は次のように報告している。

「此節御願筋之儀、至て不容易事にて、河口通事之内、人体見合、御内意向彼是相働せ不申は不叶、渡唐前於琉球は鄭爺見合候筋申合置候處、去年八月致病死候段、渡唐之上承候付、馮爺へ申付、左候て馮爺は去年上京之年期相当候得共残置、右御用相働せ、謝爺并河口通事筆者王秉謙兩人為致上京候ハ、北京方御用も差支申間敷と勢頭大夫へも相談之上、右之趣海防御方へ申上候處、謝爺事進貢使一同致上京、下京之節は残置、当三月進士之科罷出候由候得は、謝爺爰元へ残置候ハ、下京之節は王秉謙一人之勤にて、諸事取馴も無之、御用并差支可申候間、先以謝爺・馮爺兩人は為致上京、於爰元之御用は、馮爺嫡子上林并鄭爺足相働候天堂兩人へ相働させ候様、左候ハ、海防官ニも都て之御用御肝煎可被成、若其汲受無之、強て馮爺残置候ハ、諸事之御用御肝煎被成間敷旨、段々分けて被仰渡候付、不及是非御請申上、謝爺・馮爺上京させ、其以来御願筋一件之御用は、馮爺嫡子上林へ申付、御内意向彼是出精相働候付、去年例之通、余之河口通事より苦勞銀相重差進申候」(一一〇)。

琉球側では請諭使派遣前に、最も経験の豊富な鄭澄瀾を福州における交渉担当の土通事に予定していたが、既に前年病没していたことから、代わりに馮開和に担当して貰い、進貢使の伴送役には謝維垣と土通事筆者の王秉謙を充てたいと海防官へ申し出たところ、伴送役の謝維垣は科擧の進士の試験のため北京に残ることになり、帰りの伴送役を土通事筆者の王秉謙だけに任せるわけにはいかず、今回は謝維垣と馮開和の二人を進貢使の伴送役とし、福州担当には馮開和の嫡子上林を充てたいとの意向であったので、止むを得ず海防官の意向に従ったというわけである。馮開和の嫡子上林も土通事筆者として見習い修業中であつたと思われる

が、「苦勞銀」を増額して貰っていることから、琉球側の期待に十分応えることができたのであろう。また、土通事の謝維垣が進士の試験に挑戦していることから、土通事の社会的地位がかなり高くなつてきていることを窺知し得る。アヘン戦争後の動乱の時期に、琉球側の政治的顧問としての土通事の位置と役割が益々増大したことも、その社会的地位の上昇を促進したであろう。

二、アヘン戦争・太平天国情報と球商

アヘン戦争後の動乱期には、宗主国の内憂外患が周辺属国にも波及せざるを得ず、従つて中琉関係も不安定な状態に陥ることは避けられなかつたけれども、そのような時期にこそ、土通事と球商の政治的機能と役割はより増大し、中琉双方の当局者からより大きな期待が寄せられることになる。アヘン戦争から太平天国へ至る内憂外患のなかで、中琉双方の当局者が球商に期待したのは、主として情報の収集伝達機能であつた。

アヘン問題の処理のために欽差大臣として広東を訪れた林則徐も、道光十九年一月二十六日の日記に、「早晨、客来たること絡繹たり。(中略) 下午、數客に答拜し、晩に回る。夜、家書一封(己字第二号)を作り、福州琉球館客商の信局に託して閩に帶せしむ」と記録し、あるいは二月二十六日の日記にも「閩中に發するの家書一封は、己字三号に編じ、福州客商の千里馬より帶び去かしむ」と認めているように(一一一)、「福州琉球館客商」即ち球商が林則徐の手紙を広東から福州へ届ける役割を果たしていることに注目すべきであらう。むしろ、ここにいう「福州琉球館客商」即ち球商とは、前述のように、琉球側の依頼を受けて広東・厦門・蘇州などへ出向き「御用物」(貿易品)を購入して来る琉球館付きの中国商人のことであつて、琉球人の商人を指すのではない。琉球人が福州以外の地方へ出向くことは原則として認められておらず、琉

球人の需要する商品は球商が各地へ出向いて購入してやることになってきたから、広東や蘇州等には球商の活動拠点があったものと思われる。球商は福州を中心に各地の拠点を結ぶネットワークをもっていたようで、林則徐の日記に記す「信局」とは、情報伝達・物資運送を営業内容とする私設郵便局とでも言うべきものであった。「信局」を経営し得たのは寧波商人のような広範な活動地域をもつ客商であったことから(一一二)、球商の活動範囲もかなり広範であったことが窺知される。林則徐はこの球商を広東と福州の間の情報伝達に利用したのである。

福州琉球館客商即ち球商とほぼ同様の御用商人の性格を帯びた貿易商人の代表として広東の行商が挙げられる。周知のように、広東の行商は十三行と呼ばれるギルド(公行)を組織していたが、その中でも福建籍のものが六名を占めて最も多く、地元の広東籍五名を上回っていたことに注目すべきであろう(一一三)。福建出身の行商や広東に出向いた球商を通じて、アヘン戦争時期の広東における中外関係の情報が即座に福州へ伝えられたのも当然の事であった。球商の伝達したアヘン戦争に関する広東情報が入通事を通じて琉球側へ伝えられ、さらに琉球から薩摩藩を通じて江戸幕府へ報告されたことは周知の通りである(一一四)。

一八四二年の南京条約締結後も、広東民衆の根強い抵抗によって、外人の広東(広州市)入城は阻止され続けた。英国公使兼香港総督のアーヴィスと欽差大臣耆英との間で、一八四六年に広東入城の実施を延期する虎門案協定が締結されたものの、翌年三月の仏山鎮におけるイギリス人殺害事件を契機に、英国は香港から軍艦四隻を派遣して広東ファクトリーを占領し、広東当局に対して二年後に英国人の広東入城を認めることを約束させた(一一五)。しかし、その後も広州郊外の黄竹岐における英国青年四名の虐殺事件をはじめ激しい排外運動が起り、広東入城問題をめぐる英清交渉は難航し、英清間の険悪な空気は依然として除去

されなかった(一一六)。

この間の広東情報は球商・土通事を通じて福州滞在の琉球人へも伝えられている。球商からの情報によれば、酉年(一八四九年)の正月二十七日、広東滞在の英国「大總兵」は広東総督(徐廣縉)に対して、「一、英人広東城内江公館相立度事、一、中国人と英人と婚姻いたし度事、一、当分の税半減相成し度事、一、耶蘇廟城内江相立度事、一、鴉片猶以手広相時行候様取計有之度事」を要求したが、広東総督はアヘン普及措置の要求項目を無視し、中国人と英国人の結婚については本人の意志に任せると応えた外は、いづれの項目についても否定的な回答を与え、北京朝廷への上奏文でも「英人城内江入候儀、御存禍不大形、当分通百姓共相進、武威厳格いたし候ハ、おのつから英人共鋭気を損し悪意可相止、万一致合戦候ハ、随分心力を尽し、屹と軍功相立候様差引可致」と決戦態勢を強調したので、広東における英清関係は極めて緊張しつつあり、「三月十一日、何分之御返答被成、若英人合点不致候ハ、即二及合戦管候付、中国之商人広東相集候者共、皆共各省江為罷帰由」という(一一七)。

球商もたらした以上のような情報について、進貢使たちは「右之通館屋立入商人共□不申候、実正其通ニて候哉、商人之□売物価値組ニ迷、偽ニても可有之哉と相考候処、一統右之噺毎度吹聴いたし居候付ては、偽ニては有之間敷哉と相察申候。此段極御内々申上候事」(一一八)とコメントしている。進貢使たちは球商のもたらす情報を商品価格を操作するための偽りの情報ではないかと疑いつつも、他方で清国内の状況を勘案して偽りではあるまいと判断していることに注目すべきであろう。

一八五〇年代に入ると、清国内憂外患はさらに深まる。洪秀全率いる太平軍が広西省から北上して江南一帯を席卷し、清朝支配を根幹から揺るがせたからである。一八五三年三月太平軍は南京を陥落させ、天京

と改称して太平天国の首都とし、清国と対峙する国家体制を樹立するに至った。折しも、ベッテルハイムの琉球退去・苦力護送の請願のために福州に滞在中の請諭使馬克承（小椋親方良泰）は、太平軍による南京陥落・蘇州侵攻のニュースを、蘇州出張中の琉商を通じて入手していた（二一九）。石垣島滞留の苦力護送に関する福建布政使司の咨文を伝達するために馬克承が琉球へ派遣した飛船には太平軍関係の情報は託されていたが、その情報によると、「（咸豊三年、癸丑）二月十一日南京城被奪取、城中之死骸幾千万共不相知、且子女并童子共燒死致し、血地二積三寸、川水も花汁のごとく見へ、不暎者無之」という惨状を呈していること、「追々蘇州表江攻掛り候由にて、彼差別して及騒動、大小家々店々門を閉、遠方へ逃去」り、蘇州も混乱状態に陥っていることが強調されている（二二〇）。琉球にとって蘇州は唐物（貿易品）調達の重要拠点であったから、蘇州の混乱状態は琉球の関心事とならざるを得なかつたであろう。福州琉球館の存留役人たちと蘇州で琉球側の「御用物」調達に当たる琉商との間で緊密な連絡が取られたことは、馬克承が飛船に託した情報の中の次の一節によっても窺うことができる。

御用物調達方、如何相届可申哉、夜白心配之段、蘇州行商人より宿元江書状、参月十五日到來、礮と驚人、今形にてハ御用物相調度無覚束、役者中御吟味之上、翌十六日より当城店二走込、買入方手を尺候得共、地合長幅御用立もの無之、漸々花ちりめん八疋買調置候（二二一）。

ここにいう「蘇州行商人」とは、むしろ、琉球側の依頼を受けて蘇州へ出かけ生糸・絹織物などの「御用物」購入に当たっている琉商、即ち中国人の仲買商人のことであるが、琉球側は蘇州の球面を通じて商情の動向を把握しただけでなく太平軍関係の情報をも入手したのである。

琉球からの情報によって清国の内乱をキャッチした薩摩藩は、太平軍

などの動向と内乱に乗じる可能性のある異国人の動向に並々ならぬ関心を寄せ、琉球の進貢使に次のように情報収集を命じている。

大清広西表之儀、一昨年より兵乱差起候由。如何様之訳より兵乱起候哉、いまたに不相止候哉、且海賊も夥敷候由、何と申所之辺海賊甚候哉、尤広西は広東境にて広東総督支配之場所に候由、当分之総督仕置沙汰成勢、彼は何様之由に候哉、勿論広東は異国人共集会之場所、代替後異国一件諸所嚴重に取締向、手も相付候哉に相聞へ候。弥其通に候哉、又は英人共于今勢を張、唐よりも押へ付兼候体候哉、且五口之通商頭之條約に背き境を越し、何ぞ自儘成体之事共は無之候哉、將又広西表之兵乱、或海賊變候を英人共何歟と唐之隙を伺候様子共は無之候哉、河口通事共へ隱密に申付、両広行商人等儘成者へ不差障様申合、当分之様子細々聞合、其外何ぞ違変等數様之儀共聞及も候は、委聞合可申上（二二二）。

薩摩藩の命を受けた琉球側は河口通事（土通事）を通じて広東・広西へ出かける琉商たちに情報収集を依頼したわけであるが、琉球側の期待に比べて琉商たちはかなり詳細な情報を入力し、土通事を通じて琉球側へ伝達していることに注目すべきであろう。琉商・土通事から得た情報の内容は、①太平軍反乱の原因が柳州馬平県で採掘・販売される石炭の上納問題にあり、「洪清泉・洪秀泉」という人物が上納問題に乗じて反乱を起こし、反乱は広西から湖南・湖北へ拡大したこと、②沿岸の各地に海賊が呼応し、福州港口の五虎門外にも数十隻の賊船が集まり、往來の船舶の積み荷を奪取したので、福州当局が兵船数十隻を出動させて追放したこと、③阿広総督の徐廣楨は太平軍鎮圧のために南京へ転動したが、どのような誤りを犯したからか解任され、阿広総督には巡撫の葉名琛が任命されたこと、④清国の異国人への対応は従来通りで、異国人の方も条約に違反して勝手に行動するようなことはないこと、⑤福建省の

漳州府で小刀会が数百人の徒党を組んで盜賊行為を働き、県役所を襲って入牢中の首領を助け出したこと、⑥福建省延平府の九龍山で盜賊が客商を掠奪したので、官兵が派遣され合戦中であること、などである(一二三)。

以上のように、情報の内容は詳細で、且つほぼ正確である。球商たちは自ら直接現地へ足を運び、状況を見聞する機会を得ることができたか、あるいは商人間の緻密なネットワークを通じて正確な情報を入手することができたものと思われる。球商のもたらした情報は土通事を通じて福州琉球館へ報告されたから、琉球の役人たちは居ながらにして清国内の動乱や政治的状况に関する情報を迅速且つ詳細に入手することができたわけで、球商と土通事は琉球側にとって目や耳の役割を果たし、動乱期の中琉交渉史における不可欠の存在となっていたのである。とりわけ、球商の情報収集・伝達の機能と役割に注目すべきであろう。

おわりに

明清時代の中琉交渉史は冊封と進貢を基軸として展開された。中琉交渉史の開幕の時点で形成された冊封・進貢のシステムは、明一代を通じて微調整を経た後、その大枠は清代にも継承されて定着した。この五百年余の間、中国側の交渉システムのなかで目立たない位置に置かれながらも重要な役割を果たしたのは土通事と牙行(球商)であった。以上に検討した土通事と牙行(球商)をめぐる諸論点を要約すれば、次の通りである。

(一) 招撫使に随行して中琉交渉史の開幕に立ち会った「通事」は中国人の琉球語通訳で、且つ一定期間琉球の進貢使節の通訳をも担当した。後に琉球へ移住して土着化した閩人三十六姓の子孫が、琉球側の進貢使

節団の「都通事」「存留通事」「在船通事」などを担当するようになること、中国当局は彼らを琉球人の中国語通訳という意味で「夷通事」と総称し、中国側交渉システムの中の中国人の琉球語通訳を「土通事」と称して区別した。「夷通事」と「土通事」への分化の契機は一四三九(正統四)年の福州停住琉球人の「憑陵」問題(通事林恵らの不始末)、一四七二(成化八)年の福州在住琉球人の送還・移籍問題などである。土通事は正式には冠帯土通事と称され定員四名(嘉靖二十五年以後三名)であるが、冊封使に随行して琉球へ渡来した場合には、引札通事(一名と訳語通事(三名))に区別され、清代には正式には「琉球国に伝訳するの引札通事」と称された。

(二) 中琉交渉史の開幕期においては、土通事養成のための特別の教育施設は設置されず、土通事は航海・貿易業を通じて琉球語を習得した者の中から選抜され、明代を通じてその社会的地位は極めて低いままであったが、明清交替期に土通事の謝必振が重要な政治的役割を果たして以後、清代には中琉交渉の仲介的位置を占めるに至る。琉球側も土通事の養成には積極的に関わり、土通事の見習いとしての土通事筆者に「年例銀」を支給したり、土通事に「敷銀」を貸与している。土通事筆者として一定期間教育・訓練を経た後に土通事へ採用されるシステムが定着したことにより、土通事の社会的地位が高まると、父子相伝される事例が顕著となり、ほぼ「世襲化」されるが、任免のプロセスで琉球側の推薦と評価が重要な要因として考慮された。

(三) 冊封使の渡琉の際には、土通事は「引札通事」「訳語通事」として随行し、琉球において冊封儀式や諭祭儀式の執行に重要な役割を果たすだけでなく、進貢船が福建(泉州・福州)に入港すれば、進貢使節の接待・監督及び通関事務を担当した。清代においては通常土通事三名の任務分担が規定されていて、一人は進貢使節を伴送して北京へ赴き進貢

儀礼に参加する、一人は琉球館において進貢貿易を監督し、同時に各役所の呼び出しに応ずる、一人は各省で琉球人の遭難事件が生じた場合、臨時に出張して遭難者を世話し、併せて供述書を作成する。琉球館貿易を監督する土通事の場合、琉球側と清国当局との橋渡し役となるとともに、琉球館貿易を円滑に運営するために琉球側の存留通事及び客商（牙行）と緊密に協力するが、客商が委託商品を約束の期日までに仕入れなければ、土通事が責任を負って投獄されることもあった。

(四) 牙行（琉商）は琉球側の委託商品の仕入れ、商品価格の決定に直接関わり、中琉貿易において不可欠の存在となるが、他方で密貿易に関わることもあった。明末の二度にわたる「王銀詐取事件」はその典型的な事例である。従来、「王銀詐取事件」は琉球側から生糸購入を委託された「中国商人」が購入資金を持ち逃げした事件と理解されているけれども、実際には琉球側の購入資金総額の三分の一に相当する生糸を、密貿易品として「官府」（明国当局）が没収した事件である。琉球側は「官府」への非難を避けて「詐取」（資金持ち逃げ）事件にすり替えた上、責任を「商人」へ転嫁して没収生糸の返還を「官府」に要請した。生糸購入を委託されたのは五九人もの「商人」であるが、最も多額の資金を委託された数名の中心的人物は「牙行」である。明国当局はこの事件を、牙行と土通事が琉球側と結託して引き起こした密貿易事件とみなしている。

(五) 「王銀詐取事件」（密貿易摘発事件）を契機に、明国当局は琉球の生糸貿易を全面的に禁止した。琉球側は専ら「詐取」商人に牙行に非難を集中し、明国当局の責任追求を回避するとともに、繰り返し明国当局へ生糸貿易の許可を要請した。生糸貿易禁止令から八年後の一六四四年、明国当局は琉球の要請を受け容れ、毎両三分の納税を条件に生糸貿易を許可したが、この間に中琉貿易システムは機能しなくなっていた。

かくて、琉球側は中琉貿易システムの再建の必要性を痛感し、明国当局に対して十家の牙行を推薦するとともに、官牙として正式に承認するよう要請した。琉球側が推薦した「十家牙行」の中には、「詐取」事件の際に非難の対象となった「商人」も含まれていたが、明国当局は琉球側の要請を受け容れ、ここに「十家牙行」が成立する。しかし、明国はすでに滅亡の淵に瀕していたので、「十家牙行」がシステムとして定着したかどうかは明らかでない。

(六) 清代の中琉貿易システムの中では、牙行の名称は消えて客商が土通事とともに重要な位置を占めるようになる。牙行は客商にとって替わられたものと思われる。清代の福州には「十家球商」と称される商人集団が存在し、琉球貿易に従事したことが傅衣凌氏らの実地調査によって明らかにされている。明末の「十家牙行」と清代の「十家球商」との間に人脈的継承関係があるのかどうかは明らかでないけれども、中琉貿易システムの中の位置や役割という点から言えば、両者の継承関係は明らかである。傅衣凌氏らの「調査記」によれば、「十家球商」は琉球貿易を独占したものの、多数の小商人を配下に従えて各地に派遣し、琉球側の需要する商品の購入に応じていたという。発掘された碑文資料によれば、「十家球商」は瓊水会館（球商会館）を設立し、天后宮を建て、不動産登録をするなど、ギルドとしての性格を帯び、各役所の官僚とも深く繋がっていたことがわかる。

(七) 明清交替期の謝必振以来、清代二百数十年間において、土通事の政治的役割が最も顕著になるのはアヘン戦争以後の政治的動乱の時期である。アヘン戦争を契機に、欧米列強は開国を要求して琉球王国へも強引に宣教師を送り込んだため、長期滞留を続ける異国人を退去させることが琉球の最大の外交課題となる。さらに、一八五五年には英・米・中・琉を巻き込むロバート・バウン号事件が発生、三八〇人の中国人苦力の

八重山滞留という事態が加わり、清国当局から苦力護送の許可を得ることが琉球の外交課題に追加された。この二つの課題を解決するために、琉球は繰り返し特使を福州へ派遣して清国当局への要請・交渉に当たったが、その際琉球特使の外交活動を全面的に支えたのは土通事であった。土通事は清国当局へ請願書を提出すべきかどうかについて琉球特使に忠告し、その判断を決定的に左右しただけでなく、陳情書・上奏文・照会などの草案作成や添削の依頼、関係役所の長官等への陳情、関係役人の接待、琉球への飛船派遣など、中琉交渉の全過程にかかり、琉球側の政治顧問としての役割を果たしている。

(八) 清国内憂外患は琉球の内政外交にも直接影響したことから、琉球側はアヘン戦争や太平天国の動向に大きな関心を払い、その情報収集に全力を傾注した。しかし、琉球人は清国内を自由に移動することはできなかったから、土通事を通じて蘇州や広東・厦門などに出かける琉球館客商即ち球商に情報収集を依頼した。信局即ち私設郵便局を経営していた球商は、アヘン戦争時に林則徐の情報伝達の役割を果たしただけでなく、アヘン戦争後の広東入城問題で緊張する英・清関係や太平軍の南京占領の状況、蘇州城内の混乱などについても詳細な情報を琉球側へもたらし、アヘン戦争・太平天国期の琉球側の耳目の役割を果たしている。

注

- (一) 『歴代宝案』第二集八八巻二四号文書(以下、二一八八―二四〇四のように略記)、台湾本第七冊、四二九七頁以下。なお、ここに示す台湾本とは台湾大学発行の影印本『歴代宝案』全十五冊を指す。校訂本とは沖縄県立図書館編・沖縄県教育委員会発行の校訂本『歴代宝案』を指す。
- (二) 『歴代宝案』二一七八―一〇八、台湾本第十三冊、七三五―九頁。

(三) 『歴代宝案』二一七八―一〇、台湾本第十三冊、七三六―三頁。

(四) 郷土史研究会編・陳侃『使琉球録』巻一、一〇頁。

(五) 鄭若曾『籌海圖編』巻十二、「互市」

(六) 小葉田惇『南島通交貿易史の研究』第二編第五章第三節等参照。

(七) 傅衣凌『福州琉球史跡調査記』(薩士武・傅衣凌・胡奇馨『福建对外贸易史研究』所収)。

(八) 『明史』巻三三三、列伝二二一、外国四に「(洪武)五年正月、

行人楊載に命じて即位建元の詔を以てその国に告げしむ」とある。

(九) 『明史』七四、職官志三。

(一〇) 球陽研究会編『球陽(原文編)』巻一、一六二頁。

(一一) 『球陽(原文編)』巻一、一六二頁。

(一二) 『明史』巻三三三、列伝二二一、外国四。

(一三) 『明会典』巻一〇五、朝貢一。

(一四) 謝杰『琉球録撮要補遺』、夏子陽『使琉球録』下、三九頁、台湾学生書局版。

(一五) 福州における永住琉球人の問題、いわゆる「琉僑」の問題については、豊見山和行氏の先駆的な指摘がある(「統一王国形成期の対外関係」『新琉球史(古琉球編)』一六〇頁以下参照)。

(一六) 王連茂『泉州と琉球』(浦添市教育委員会編『琉球―中国交流史をさぐる』)参照。

(一七) 王連茂氏の紹介した『清源林宗譜草創』巻之三「歴年表」による。なお、王連茂氏はまた清代光緒年間に編纂された『学前李氏分支家譜』の中にも林易菴が冠帯通事となった記録があることを指摘している。ところが、他方で、王連茂氏は、琉球へ移り住んでいた林易菴父子が成化二年に進貢の仕事を決ませて福建へ戻ったという従来の説を否定し、林易菴は琉球へ渡ったのではなく福

建で通訳を勤めていたと解釈している。

(二八) 冠帯土通事というのは、明朝の官俸組織の一員と正式に認知された通訳官のことであろう。

(二九) 『憲宗実録』巻六五、成化五年三月壬辰の条。

(三〇) 『明史』列伝二二一、外国四の琉球伝によれば、「成化五年、その貢使蔡璟言う。祖父は本、福建南安の人にして、琉球通事と為り、伝えて環に至り、長史に擢せらる。制の如く詰を賜り、その父母に贈封せんことを乞う。と。章、礼官に下すも、例なきを以て止む」とある。

(三一) 陳侃『使琉球録』巻一。

(三二) 蕭崇業『使琉球録』巻上、郷土史研究会編、四七―四八頁。

(三三) 夏子陽『使琉球録』上、三七頁、台湾学生書局版。

(三四) 蔡大鼎『北上雜記』序文。

(三五) 『呈稟文集』(沖縄県立博物館所蔵) 参照。なお『呈稟文集』の概要を紹介し、史料的价值等について解説したものに、糸数兼治『呈稟文集について』(『第五屆中琉歴史関係學術會議論文集』所収)がある。

(三六) 『琉球王国評定所文書』等参照。なお、阿口通事と筆写されることもある。

(三七) 高岐『福建市舶提舉司志』五七―五八頁。なお、清代にも北京の会同館では通訳の養成が行われ、そこで官生として琉球語を習得した者を琉球館通事序班として琉球進貢使を北京から福州まで伴送する任務に当たさせたが、乾隆三年以後は廃止されている

(一) 『清会典事例』巻二二、卷五一〇、卷五一四参照。

(二八) 高岐『福建市舶提舉司志』五八頁。

(二九) (三〇) 浦添市教育委員会『琉球―中国交流史をさぐる』五〇

―五四頁。

(三一) 夏子陽『使琉球録』下、三九頁、台湾学生書局版。

(三二) 『琉球王国評定所文書』第一卷、五五七―五五八頁、道光二十四年進貢船仕出日記、一三三六号文書。

(三三) 『琉球王国評定所文書』第一卷、四六二―四六三頁、道光二十四年甲辰卯秋走接貢船焯帆日記、一三三五号文書。

(三四) 『歴代宝案』二―一四三―一〇七、台湾本第十冊、五九六八―五九六九頁。

(三五) 『歴代宝案』二―一八五―一四、台湾本第十三冊、七六二三頁。

(三六) 『球陽(原文編)』四七―四七二頁。

(三七) 尚貞・尚益の諭祭、尚敬の冊封の儀式については、豊見山和行『冊封の様相』『新琉球史(近世編上)』八五頁以下参照。

(三八) 徐葆光『中山伝信録』、一三六―一四一頁、沖縄県立図書館本。

(三九) 『歴代宝案』二―一八五―一四、台湾本第十三冊。

(四〇) 『呈稟文集』七一号文書。

(四一) 『歴代宝案』二―一四六―一三三、校訂本第十一冊、五三一―五四頁。

(四二) 『歴代宝案』二―一七四―一六、台湾本第十三冊、七二九〇頁等。『呈稟文集』三五、三六、三八、三九、四〇号文書。

(四三) 『歴代宝案』二―一八八―一〇二、台湾本第十三冊、七七二―四頁以下。同二―一八四―一〇二、台湾本第十三冊、七七五―七頁以下。

(四四) 『呈稟文集』四四号文書。

(四五) 『呈稟文集』三二号文書。

(四六) 『呈稟文集』五二号文書。

(四七) 『呈稟文集』五三号文書。

(四八) 『呈稟文集』五四号文書。

- (四九) 小葉田淳「増補 中世南島通交貿易史の研究」 「付録 近世初期の琉明関係」、鹿兒島県編『鹿兒島県史』第二巻第四編第五章「寛永以前の進貢貿易」、上原兼善『鎖国と藩貿易——薩摩藩の琉球密貿易』第一章三「鎖国体制と琉球」、真栄平房昭「東アジアにおける琉球の生糸貿易」(九州大学国史学研究室編『近世近代史論集』)等参照。
- (五〇) (五一) 土肥祐子「中琉貿易における王銀詐取事件——『歴代宝案』第一集より」『史艸』三五号。
- (五一) 高岐編『福建市舶提舉司志』「属役」。
- (五三) 『中山世譜』附卷一(『琉球史料叢書』五所収)。
- (五四) 上原・前掲書は「貿易官」と解釈し、比嘉春潮も同様に解釈している(『沖繩の歴史』一七六頁)。
- (五五) 『歴代宝案』一一二〇—〇九(台湾本第一冊)、『那覇市史』資料篇第一巻四、四二六—四二九頁、訳註本第一冊、六二—六三頁参照。なお、ここにいる訳註本とは、沖縄県立図書館編・沖縄県教育委員会発行の訳註本『歴代宝案』を指す。
- (五六) 『歴代宝案』一一二〇—〇三、同一二〇—〇四(台湾本第一冊)。
- (五七) 土肥氏はいわゆる「詐取」事件において「官設の牙人(官牙)はどうかっていたのであろうか」との疑問を提起しつつも、「その関係ははっきりしない」とし、事件の「後に官牙になる梁迹」に注目している(前掲・土肥論文参照)。
- (五八) 『歴代宝案』一一〇八—一七、台湾本第一冊、二九四頁。
- (五九) (六〇) 『歴代宝案』一一〇九—一七、台湾本第一冊、二九六—二九七頁。
- (六一) 『歴代宝案』一一〇九—一八、台湾本第一冊、三〇〇—三〇一頁。
- (六二) 『歴代宝案』一一〇八—一八、校訂本第一冊、訳註本第一冊、三〇四頁参照。
- (六三) 『歴代宝案』一一〇九—〇二八、台湾本第一冊、三〇一—三〇二頁。
- (六四) (六五) 『歴代宝案』一一〇八—二二、訳註本第一冊、三二二頁。但し、読み下し文を若干訂正。以下、同じ。
- (六六) 『歴代宝案』一一〇八—二二、訳註本第一冊、三〇九頁。
- (六七) 『歴代宝案』一一二—二二、訳註本第一冊四—二頁。
- (六八) 小葉田淳「増補 南島通交貿易史の研究」三三—二頁。
- (六九) 今堀誠二「中国封建社会の機構」、新宮(佐藤)学「明代の牙行について——商税との関係を中心に」(『明代史論叢』下巻所収)、山根幸夫「明清華北定期市の研究」等参照。
- (七〇) 今堀誠二「牙行」(『アジア歴史事典』)。また、前掲の新宮論文は、「各種の商品取引を仲介斡旋するのみならず、自らも売買行為の一方の当事者でもあった牙行が、その商品に対する商税の徴収を請負い、かつ自ら負担した」ことを指摘している。
- (七一) 土肥・前掲論文。
- (七二) 『歴代宝案』一一二〇—〇四、『那覇市史』資料篇第一巻四、四〇六頁以下、訳註本第一冊、六二—六三頁以下。
- (七三) 『歴代宝案』一一一四—〇三、『那覇市史』資料篇第一巻四、四八七—四八九頁参照。
- (七四) 『歴代宝案』一一二〇—一五、『那覇市史』資料篇第一巻四、四四二頁参照。
- (七五) 『歴代宝案』一一二〇—二二、『那覇市史』資料篇第一巻四、四四八頁参照。

- (七六) 『歴代宝案』一一三六一〇一、『那覇市史』資料篇第一巻四、四五二頁参照。
- (七七) (七八) 『歴代宝案』一一三六一〇三、『那覇市史』資料篇第一巻四、四五三頁参照。
- (七九) (八〇) 『歴代宝案』一一三七一〇四、『那覇市史』資料篇第一巻四、四五九、四六一頁参照。
- (八一) 本稿「Iの三」参照。
- (八二) 前掲・今堀「牙行」(『アジア歴史事典』)。
- (八三) 加藤繁『支那経済史考証』下巻、七四〇頁。
- (八四) 佐伯富「清代における山西商人」等(『中国史研究』第三所収)、寺田隆信「山西商人の研究」等参照。なお、清代において「牙行」額数ヲ一定セシメ、牙行制度が確立したのは雍正年間のことである(『清国行政法』第二巻、四九一頁等参照)。
- (八五) 『林則徐集 日記』(中華書局)三三三頁参照。
- (八六) 傅衣凌「福州琉球通商史跡調査記」(『福建対外貿易史研究』所収)。
- (八七) 前掲・傅衣凌「調査記」。なお、朱振声氏は『海交史研究』第三期掲載の論文において劉家に言及し、「伝えるところによると劉家の元祖である劉豫齋(乾隆三十年・一七六五年卒、享年六十三歳)は、かつて資産を売って琉球船の難民十余人の貨物の売りさばきを助け、彼らを帰国させたことがあるという。翌年、琉球商人が福建に来て借金を返し、また劉家に鉄樹二本、漆器一件、銅炉一個を贈った。その後、球商の往来貿易は、みな劉豫齋の第三子・國楨によって運営された」と指摘している(『真栄平房昭訳「福州の古跡から見た古代の中琉関係」「沖縄文化研究」一三三号)。「ここにいう「琉球商人」は「琉球船の難民」を指しているのでは
- ろうか。そうであるならば、「琉球商人」は琉球人の商人ということになり、「球商の往来貿易」という場合の「球商」も琉球人の商人を指すことになるが、それは誤解であろう。球商とは琉球貿易を対象とする中国人の商人のことであって、それ以外ではない。
- (八八) 前掲・今堀「牙行」(『アジア歴史事典』)。
- (八九) 朱振声・真栄平房昭訳「福州の古跡から見た古代の中琉関係」(『沖縄文化研究』一三三号)参照。
- (九〇) (九一) 傅衣凌「福州琉球通商史跡調査記」(『福建対外貿易史研究』六一、六二頁)。
- (九二) 西里喜行「土通事・謝必振とその後裔たち——中琉交渉史の一側面——」(『第六回中琉歴史関係学会議論文集』掲載予定参照)。
- (九三) 豊見山和行「琉球の対清国外交について——雍正・乾隆期の一頁免除問題を中心に——」(『琉球王国評定所文書』第三巻)参照。
- (九四) 赤尾藤市「仏国の琉球開港要求と江戸幕府の対策」(『史林』二五巻三号、上原兼善「天保十五、弘化三年の沖縄への外艦来航と薩摩藩」(『南島史論』)、島尻克美「仏船来琉と薩摩藩の貿易構想」(『球陽論叢』)等参照。
- (九五) 西里喜行「琉球処分と樺太・千島交換条約」(『アジアの中の日本史』IV、東大出版)参照。
- (九六) 『歴代宝案』「別集 仏英情状」、台湾本第十五冊、八七三七頁以下。
- (九七) 『歴代宝案』「別集 仏英情状」、台湾本第十五冊、八七五〇、八七五三頁。

- (九八) 『歴代宝案』「別集 仏英情状」、台湾本第十五冊、八七六四頁。
- (九九) 島尻克美「幕末期における琉球王府の異国船対策」『琉球・沖縄——その歴史と日本史像』参照。
- (一〇〇) 『琉球王国評定所文書』第三卷、三七七頁、「接貢船仕出日記」道光廿七年。
- (一〇一) (一〇二) 『琉球王国評定所文書』第四卷、三四七―三四八頁、「未(道光二十七年)秋走進貢船燹帆日記」、一四〇五号文書。
- (一〇三) 『琉球王国評定所文書』第五卷、一七〇頁、「申(道光二十八年)進貢船燹帆改」、一四一五号文書。
- (一〇四) 徐恭生「ロバート・バウン号事件と琉球国の対応」『中琉交渉史』(ひるぎ社)、西里喜行「ロバート・バウン号事件再考」『琉球王国評定所文書』第十一卷参照。
- (一〇五) 『馬姓家譜(小椋家)』、『那覇市史』家譜資料三参照。
- (一〇六) 『琉球王国評定所文書』第八卷、一四一―一八頁、二四―二七頁、四四―四八頁参照。
- (一〇七) 『琉球王国評定所文書』第八卷、一四一―一八頁。
- (一〇八) 『琉球王国評定所文書』第八卷、三九頁。
- (一〇九) 『琉球王国評定所文書』第八卷、三九―四〇頁、「子(威豊三年)秋走進貢船燹帆改」、一五〇〇号文書。
- (一一〇) 『琉球王国評定所文書』第八卷、一八頁。
- (一一一) 『林則徐集 日記』三三三、三三六頁。
- (一二二) 西里喜行「清末の寧波商人について」『東洋史研究』第二十六卷一・二号参照。
- (一二三) 梁嘉彬著・山内訳『広東十三行考』六八頁。
- (一二四) 真栄平房昭「近世日本における海外情報と琉球の位置」『思想』七九六号参照。
- (一二五) 坂野正高「近代中国政治外交史」二〇四―二二一頁。
- (一二六) 植田捷雄「東洋外交史概説」一一八―一二三頁参照。
- (一二七) (一一八) 『琉球王国評定所文書』第五卷、一六七―一六九頁、「申進貢船燹帆改日記」。
- (一二九) 真栄平房昭「幕末期の海外情報と琉球」『琉球・沖縄——その歴史と日本史像』参照。
- (一二〇) (一二一) 『琉球商人手簡』(京都大学文学部所蔵)。真栄平氏よりコピー借覽。
- (一二二) (一二三) 『琉球王国評定所文書』第八卷、四八頁。